

令和6年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月7日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	水 道 課 長 窪 田 正 君
生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第32号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第33号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第34号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算

議案第38号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第39号 指定管理者の指定について

第2 請願の委員会委託

請願第1号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

第3 休会の件

開 議

令和6年6月7日（金） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第32号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本件につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め、30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私から議案第32号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお伺いします。

これにつきましては、令和6年3月30日に公布されました省令の一部改正により課税免除取得期限を2年間延長するという一部改正というふうに解釈していますが、この附則において遡及適用をしている附則です。ということであれば、遡及するというのは利益の遡及ということになってくると思いますけども、本来あまり遡及はしないんですよというのが通常の流れなんですけども、ここにするという事は、現にもうそういう該当者がいたのかどうか、また、いた場合についてはその内容、そうじゃなければ、この遡及をする理由について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。遡及する理由でございますけれども、今回、附則で遡及適用について定めたわけでございますけれども、現行の条例の適用期限であります令和6年3月31日を既に経過しておりますことから、令和6年4月1日から施行日の前日までの間に対象設備を取得した場合においても、改正後の規定を適用して課税免除することを可能にするためでございます。

現在、この現行の条例が規定する設備に係る課税免除を現在されている事業者はおりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ないということよろしいですか。ないということですよ。

じゃあ、どうして遡及するのかという、ちょっとその理由をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。固定資産税の賦課期日が毎年1月1日になっておりますので、令和6年4月1日から施行日の前日までの間に取得した場合、令和7年度の固定資産税において課税免除が実施されますので、今回、先ほど申したとおり、現行条例で令和6年3月31日が期限になっておりますので、令和7年度の課税をするに当たりまして、令和6年4月1日から施行の日の前日までに取得したものに対しても、適切に改正後の規定を適用させようとするものでございます。

それと、先ほど来、課税免除の実績ということでお話ございますが、参考に申し上げますと、過疎に指定されて、指定に伴う固定資産税の特例については、今回改正しようとしている条例のほかに、既に失効している条例がありまして、平成26年4月1日に勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例が公布され、同日から施行されておりました。この条例は令和3年3月31日に失効しており、令和3年9月に、今回改正しようとしている勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例が公布され、令和3年4月1日から適用されております。

こういった経緯を経ておるんですけども、その課税免除の実績について申し上げますと、今回改正しようとしている条例が規定する対象設備等に係る固定資産税に係る課税免除の実績はございません。が、令和3年3月に失効した条例が規定した固定資産に係る課税免除の実績は

ございまして、その実績額は3,175万1,000円となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） では、私のほうからは議案第33号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについてお尋ねをいたします。

本改訂の内容を議案のほうで読み取りますと、保育、子どもの各階層、乳児であったり、3歳から4歳、あるいは4歳以上という各階層において、仮に20人を15人、30人のところを25人、20人のところを15名、全体的に保育士あるいは保育従事者の1名当たりが受け持つ児童の数を減らすというような方向で組み立てられていると、そのように承知をしております。その上で質問させていただきます。

本条例の改訂に伴いまして、本市の保育者及び保育従事者の過不足というものが生じるのか、お聞かせいただきたい。

加えまして、2点目としまして、議案の中にあります附則、その2番の中に「当分の間」という表現がされまして、この条例による改正後の勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、当分の間、従来どおりというような記載がございますけれども、この当分の間とはどのような期間と考えられているのか。この2点をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず、この条例の対象となる家庭的保育事業等とはどのようなものかといいますと、保育者の、保育をする方の居宅などにおいて保育を行う家庭的保育事業、また利用定員が6人から19人以下の施設で保育を行う小規模保育事業、事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するため設置する施設で保育する事業所内保育事業、保育を必要とする乳幼児の居宅へ保育者が訪問して保育を行う居宅訪問型保育事業が対象となります。

このうち、勝浦市内には、医療機関が設置している事業所内保育施設が1か所、保育者の居宅で保育を行う施設が1か所ありますが、いずれも認可外保育施設として届出しているため、この条例の対象施設とはなりません。

また、市のほうへの影響ではありますが、市が設置している公立の保育施設については、千葉県条例で同様の配置基準の改正が行われる予定ではありますが、現時点で改正後の基準を満たす職員配置となっております。

次に、附則の2にある「当分の間」ということですが、この附則は、職員の不足等により保育の提供に支障を及ぼすおそれがある状況が継続しているような場合には改正前の基準を適用できるとする経過措置でありまして、当分の間というのは、一定の期間を見通すことができない場合であって、不確定の期限を表すものであります。よって、この条例が改正または廃止されない限りは適用されるものと考えられます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。まずは、私この質問するに当たって、この保育事業は勝浦市の事業であると、そのようなちょっと認識の間違いがあったようでございます。その点については、おわび申し上げます。この家庭的保育事業というのが居宅保育、あるいは事業所内の保育とか、勝浦市の受け持つ、それ以外で行われる、そういった小規模の保育であると

いうこと、それについて改めて認識をさせていただきました。

加えて御説明のありました、勝浦市内において現在行われているこの小規模の保育につきましては、2件ということでしたけれども、双方認可外で、この条例の対象外ということ、分かりました。

では、私が疑問に思いました市の保育職員等々の過不足については全く問題のないことということで理解をさせていただきます。

これらが適用される「当分の間」の考え方につきましても理解をいたしました。

1つ確認としましては、現在、時期が不確定であり、期限がはっきり定められないことにより当分の間という表現ということなのですが、これが仮に適用される条件、つまり適用のトリガーとして出てくる条件というのを具体的に例を挙げれば、どのような状況のときに適用となっていくのか、その点を例題をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。考えられる状況としましては、今後この家庭的保育事業等の認可を受ける施設ができて、その中で、例えば職員の退職だとか、そういった職員不足の状況が出てきた場合には、この規定が適用されることが想定されます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） この今の件について私は2点、2点というか、議案としては32号と33号を通告してありますが、その2つとも前段者2人で今質疑を行っていたので、私も聞くことはほとんど、その内容と同じでしたが、無理して聞くわけじゃないですけど、一応出しているんで、ちょっと改めて確認の意味を含めて、お聞きします。

まず、議案第32号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例ということで、これは前段者の中で、課長のほうからの答弁で、私もその内容については理解しましたが、この説明の中で、私も一部調べたんですけど、過疎地域指定を受けている勝浦市においてのこの条例改正は分かるんですけど、もともとの法改正がされた省令については、奄美群島振興開発特別措置法第38条絡み、絡みと言っちゃおかしいけど、その関係の省令の一部を改正する省令の中に、この過疎地域の部分があるというのは、これちょっと調べた中で分かったんですけど、そもそもこの奄美群島と過疎地域ってどういうふうなつながりがあったのかなという部分について、国の法律改正の中の話なので、それはそれでちゃんと調べれば分かる話なんですけど、そここのところをやっぱり改めてちょっと聞いておきたいなと。

要は、奄美群島振興開発特別措置法の省令が改正された中において、これが勝浦市に該当する過疎地域の条例改正というところの流れについて一旦説明を求めたいと思います。当然そんなことは分かっているじゃない話かもしれませんが、お願いします。

それとあと、これ、先ほども前段者が話した中で、今回この条例改正を行っても勝浦市としては減免に対する、減免というか、条例に対する該当はないということではありますが、この該当はないんですけど、仮に。ないのに聞いてもおかしいかな。その内容を、もう一度説明、市の改正内容をもう一度説明していただきたいというのが第1点目の第32号。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。今回の条例改正は省令改正に伴うものでござい

して、その省令改正が、議員おっしゃるとおり、本年3月30日に公布されておりますが、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令ということで、この省令改正の中で、5つの省令が一括して改正されているようです。この改正されている省令の中に、うちのほうに關係する過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が含まれておりまして、これに伴っての条例改正という手続になったわけでございますが、私が理解している範囲では、この5つの省令が一括して改正されている理由とすると、地方税の課税免除あるいは不均一課税に係る省令の部分があるというような要素で、一括して改正されたのではないかと理解しております。そのような理解で、うちのほうとしては、その關係する総務省令ですか、その省令が定める固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置について、対象設備の取得期限が3年間延長されました。

それを踏まえて改正したということで、改正に当たっては、勝浦市過疎地域持続的発展計画の計画期間が考慮されますので、その計画期間が令和7年度まででございますから、今回の条例改正については2年間の延長にしたということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） じゃ、32号、これは、ないのに、また省令改正の中に、その過疎地域の關係のものも含まれているために、一括して国のほうでは審査されて、省令の改正があったということで理解をしました。

続いて第33号のほうですが、これも前段者のほうで今、私も聞こうと思っていたことが全て答弁されていますので、よろしいんですけど、まず、この説明ありました家庭的保育事業。そして勝浦市においては待機児童も恐らくゼロだと思いますけど、これは、そういう待機児童がいるところで、また新たに保育所、公営の保育所等になかなか入れない部分で、保育の認可を受けて家庭内でできるということだそうなので、それについては、勝浦市にはなかなかそこは該当しないんでしょうけど、今後、まず確認しておくのは、勝浦市でまず待機児童がいるかないかの確認をした上で、今後こういう家庭内のことが仮にあった場合は、一般的な家の中でやるというのも保育という部分ですので、やっぱり資格者がいて、その家の中のフロアというか、保育するスペースというか、そういうところは改めて認可的なものがあるのかどうか。仮にあったとして、リフォームする場合は、そういうところにリフォーム補助みたいのも関係するのかなというふうに思いますので、そういう公的な支援がそういうところにあるのかどうか、その辺について1点目お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員、大変失礼なんですけど、マスクされたまましゃべられているんですけど、聞き取りづらいところがあるので、マスクしてやる場合、もう少し大きい声でやるか、どちらかにしていただきたいと思います。

答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず初めに勝浦市の入所の状況ですが、待機児童はございません。

今後、議員おっしゃられるとおり、いろんな保育の環境変わってきて、こういった事業の必要性も出てくる可能性もございます。当然にその職員配置、今回は職員配置の基準ですが、当然、保育場所ですとか、そういったものも基準がありまして、認可を受ける場合は、その全て

の基準を満たした施設、事業が認可されるようになります。

現在のところは、そういったものに対して居宅を改修する場合のリフォームの補助というものは勝浦市ではございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 失礼しました、それでは、このところ、やっぱり待機児童もないと。これはますます、まだ子どもが減ってくる状況はもう見えていますけど、やっぱりこのところで、もう一つ聞きたいのは、例えば障害児、一般の公的で受けられない、これ関連しちゃうんですけど、障害児保育、そういうものについて市のほうの体制は受けられるようになっていると思いますけど、預ける御家庭のほうでの考えで、ほかに探しているんだというようなことがあるのかどうか。そして今現状に、その障害の持った子どもたちの保育というのはどうなっているのか。関連ですけど、お聞きして、これで終わります。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。現在も障害のあるお子さんも通常の保育の中で保育士の配置を増やしたりして対応している状況もありますし、また、あと今年度、勝浦若潮キャンパスを活用した障害児の療育の事業も始まるところでありますので、そういった事業と連携して障害児の保育についても対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務文教常任委員会へ、議案第33号、議案第34号、議案第35号及び議案第36号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第37号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第38号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第37号 勝浦市一般会計補正予算の中で、大きく分けて3項目を質問させていただきます。

まず、ページ13ページの諸収入、雑入、商工費雑入461万7,000円と、関連しますP21ページ、地域をつなぐ商品等のお届け事業、これが461万4,000円、これは歳入と歳出のことで関連していますので、両方併せまして質問させていただきます。

これは商店街等にぎわい創出事業のうち、陸上配送の持続可能性を検証するための事業として計上した数字だということで説明をされていますが、歳入としまして461万7,000円に対し、歳出が461万4,000円と、3,000円の差ということで同額が計上されています。

まず、この事業の内容と支出科目の詳細についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今議員がおっしゃられたとおり、この事業につきましては、5年度に終了いたしました商店街等にぎわい創出事業の今後の事業性を検証するための事業でございます。

事業の概要を簡単に申し上げますと、現在、KAPPYビジターセンターの2階を拠点といたしまして、市の委嘱いたしました買い物サポーター3名を配置し、勝浦イーツより注文を受けた商品の注文者へお届けするサービスを4月より実施しているところでございます。

歳出の補正予算額461万4,000円につきましては、7月以降の事業実施に要する費用でございます。その支出科目の詳細でございますが、買い物サポーター報償費261万4,000円と通勤費用、費用弁償10万8,000円につきましては、この買い物サポーター4名分の報酬等になります。また、需用費のうち燃料費21万6,000円は、配送車両のガソリン代、役務費のうち通信運搬費4万6,000円は、注文を受けますスマホ代になります。また保険料52万5,000円は、車両の損害保険と従事者のための傷害保険料となります。使用料及び賃借料のうちSNSアカウント料の5万円は、注文を受けるための公式LINEの使用料で、予約管理システム使用料4万円は、公式LINEに搭載いたしますリピッテという予約システムの利用料になります。自動車借上料の98万8,000円につきましては、配送用の軽貨物自動車2台分のリース代となります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） すみません。内容を見ますと、これは経費という形になってきて、この経費を使わなければ、毎年これを使わなければ事業が成立しないというような形で、それと同額に収入が461万7,000円。そうすると、これはツーペイに大体なってきますよということで、この収入があつて支出があるということであれば、事業として成り立っていくんだという予算になっていると思います。

これは一つ、勝浦全域が対象になっているのかどうか一つ教えてもらいたいんですけども、もしこの歳入、これは実証だということなんですけども、令和6年度以降、この収入が、ツーペイだと、同等ぐらいだということであれば、この事業を継続する、勝浦市内にそういう配送事業ということを継続してしていくんだという考え方でいいのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。対象地域につきましては、市内全域というふうに考えております。

また、その事業の継続性につきましては、予算上、ほぼ同額の歳入を見込んでいるところでございますが、これは7月から配送料を頂きながら有料化を実施いたしまして、その費用、コストを賄えるかどうかということを検証していきたいと思っております。したがって、事業の継続性については、その検証の結果次第での判断ということになろうかと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） すみませんです。じゃあ、加藤副市長に聞きたいと思います。

今の答弁ということは、令和6年度のほうの結果によって継続するかどうかということなところでありますけども、本市にとって陸送配送というのは今回新規でやったということで、御

承知のように上野、総野地区も商店街がないですよというところがあります。これは画期的なところであって、やはりこの実証実験によりますけれども、商店街ないところに配送もできるんだという新しいものだということであれば、採算がすごく変わる、また検証結果ということなんですけども、ある程度税金を投入することもいいのではないかと私、ちょっと考えている。ということは、高齢者の施策につきましても、平均に全体に税金を投入するというのはいつありますけども、バランスのある税金投入、社会教育にしても、体育にしても、老人にしても、子どもにしても、ある、そこについての税金を投入しているというところがありますので、この商店街の関係なんですけども、上野、総野地区には、そういう商店の配送システムない、これを新規につくったんだということについては、そこに商店、物が買えるようなシステムをつくればいいんですけども、これが最初のシステムかなというふうに考えますので、その採算、これはやっぱり考慮しなければいけませんけれども、少し合わなくても、どういう形で事業を継続するかどうか、考えをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答えいたします。本事業につきましては、一昨年からやっております商店街等にぎわい創出事業、この事業の陸送部分の1年、実証を形を変えて続けているというところであります。商店街等にぎわい創出事業につきましては、その出発点については、今まだ商店街が残っている勝浦、興津、両商店街からの必要性を訴えられたところから出発していると考えています。商店街等にぎわい創出事業で入ってきた事業者が昨年度をもって撤退をしてしまったことによって、この形で今、事業、実証を続けているわけですけども、来年度以降、この形で続けていくことが必ずしも正しいとは考えておりません。先ほど申し上げたとおり、商店街が、このサービスを続ける必要があるかどうか、商工会等が続ける必要があるかどうか、まずはそこを御判断いただいて、担い手についても、市役所が今サポーターとして委嘱していますけれども、それを市役所がやり続けることが正しいのかどうか、そういった検証も必要だと思えます。

ただ、議員がおっしゃられるとおり、このサービスを市民の方々、今、4月、5月やっていますけども、オープンしている日については毎日稼働している状況であります。使っていただいていると認識しておりますので、7月以降の有料化以降も、サービスがどういうふうに動いていくのか、その動向も見ながら、来年度以降の事業形式についても判断してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（長田 悟君） 続きまして、ページ24ページ、すみません。文化財補助事業517万円、51万7,000円ですか。これで大楠地域の包蔵地の調査経費ということで書かれていてございますけども、この調査業務の調査時期、調査内容等についてお知らせ願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。これは現在行われております大楠地区のほ場整備事業に伴う包蔵地の調査でございます。この土地改良事業でございますが、これから換地計画原案の作成に入るといったようなところに進んでいるというところでございます。

現在進められております、このほ場整備事業、この範囲の中に、新田口遺跡と下北ツ原遺跡、これが含まれておりますので、その試掘を行いまして、遺跡があるか、あるいはまた遺物が

あるかなどの確認をしようとするものでございます。

調査時期につきましては、新田口遺跡、これは10月以降を予定しております。下北ツ原遺跡のほうでございますが、これは試掘可能な場所を、箇所を相談して決定するということになっておりますので、現在のところ未定であるということでございます。

また調査内容につきましては、試掘の面積ですけれども、これは該当面積の1%予定しております。深さは大体1メートルから1.5メートル、ここを掘りまして、有無を確認しようとしているものでございます。

今回、試掘でございますので、現在行っております土地改良事業、これにつきましての影響は出ないものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 今、最後、土地改良事業に影響が出ないというところが一つあることと、あと計画の中で、調査のところで、未定だというような発言がありましたけれども、そうすると調査は進まないですよ。自分は、これは土地改良区が改良していますから必要なんだろうなというちょっと感覚があったんですけども、関係ないということと未定だということだと、そこは進まないよというですね。そこをちょっともう一度お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） 現在、未定は、今のところは時期は決まっております。また、この現在進行しています土地改良事業、影響は出ないというふうに申し上げたところでございますが、これにつきましては、試掘の段階でありますので、影響出ないというふうに今見ているところでございます。これが、遺跡が見つかりまして本調査やとなりますと、今回、名木木戸のほうで1回、本調査やりましたが、そうなりますと、工事に影響は出るというふうには見ております。

しかしながら、土地改良のほうは、例えばその試掘、本調査やっているところの場所を避けて工事も可能でありますので、確かに本調査になりますと影響は出ないとは言いきれませんが、現在のところ試掘の状態でありますので、こういう試掘に関しては影響は出ないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 試掘については影響はないんですけども、じゃあ本調査になったら影響が出るというようなことだと思うんですよ。そうなってくると、この土地改良区の中では、やはり影響が出てくる、最終的な完成というところまでは、やはり時間的なロスが出てくるのではないかというふうに考えるんですけど、その考えをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。本調査になりましたら当然、大規模な発掘調査となりますので、そうなりますと影響が出る可能性があるというふうに考えます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 3回目ということですから、じゃ、次に参ります。ページが25ページから28ページ、社会教育費、芸術文化交流センター費からコミュニティ集会施設費まで。

これは芸術文化交流センターの10月からの指定管理制度導入によるものだと、影響だと考え

ていますけども、まず初めに、その中で職員人件費1,645万8,000円の減額しているということなんですけども、この減額というところを見たところ、1,600万分かりますけども、私の感覚の中では10月以降、この職員については残っていますよと。残るといって、配置替えをするのかなという気がするんですけども、今回の予算を見ますと、6月でその人件費を減らしているだけであって、ほかについていないということであれば、人事異動ではなくて退職ということも考えられることの補正というような、ちょっと私考えられるんですけども、この6月に減ずることについて、また全体的なところのもので人件費が減っているよということについての理由について、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。初めに、6月補正で減額する理由についてでございます。芸術文化交流センターの職員につきましては、指定管理制度への移行による管理運営委託に伴いまして、職員が重複することになります。このため、身分を維持しながら他の部署への配置替えを予定しているところでございます。

また、人件費の組替えを通常ですと9月に予定しているところでございますが、現計の人件費の枠内で予算執行が認められること、そのため、本議会におきまして、芸術文化交流センター管理運営経費の減額と併せて人件費を減額しようとするものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。実際に付け替えるとしても、款を超えて流用はできないというのは承知していますので、今後またその部分につきましては、新たに補正をしてつけるという認識でよろしいですね。という認識をします。

続きまして、やはり社会教育費の芸術文化交流センター費のほうなんですけども、この中で増減をしてみましたというか、25ページの職員人件費から、28ページの、28ページですか、コミュニティ集会施設維持管理費をしたところ、プラスのところは、ここで見る芸術文化交流センター等管理運営委託料としまして5,665万2,000円プラス、そのほかは全部マイナス、三角という私は認識しています。そうなりますと、これは委託した増減によって発生するものなのかなということを計算しますと、プラスで544万3,000円増額となっていると。

さらに、13ページのほうで諸収入、雑入、教育費の雑入としまして、マイナス318万6,000円。これは使用料と、あと、318万、これはそうですね。複写機使用料、電気料使用料、入場料とか映画上映手数料とか、そういうものへの合計で318万6,000円。そうすると、これはマイナスになってくるとしますと、支出とプラスをこれを合わせますと862万9,000円のプラスになっていると。委託をする場合についてはプラスになっていますよというような形になっております。

実は令和5年12月、議案の審議の資料という中で、芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設管理条例の一部を改正する条例の概要というのがありまして、この中の趣旨、改正趣旨では、民間能力の活用により、住民サービスのさらなる向上、施設の管理運営経費の削減等を目的とした指定管理制度の導入ということが書いてございます。この中につきましては、住民サービスとかは分かりませんが、施設の管理運営経費というところの指定管理を導入したものについての削減策について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この削減策でございますが、これはどういっ

たような提案があったかというところでございます。

まず、提案の内容といたしましては、基本的な考え、コンセプトといたしましては、省エネルギーの推進、適正な人員配置、事務経費の省コスト化、そして業務の見直しと継続的な改善というところでございます。

具体的にどういうことかといいますと、省エネルギーにつきましては、電気、ガス、水道使用料、このデータを分析しまして、削減目標を毎年設定しましてやっていく。また適正な人員配置というのはマルチタスクな人間、1人で何役もこなせる人間を配置して事務の効率化を図る。また事務経費の省コスト化につきましては、電子化によるペーパーレスとか、紙の資料削減、メールの活用等、そして業務の見直しにつきましては、日々その業務内容をチェックいたしまして、利用者の声を考慮しながら削減していくと。それをPDCAサイクルに入れまして業務改善をしていくというところでございます。

こういったような内容で削減が図られていくものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） その削減、これ補正というところで、そのところだけにしますけども、もうちょっと具体的にどうなのか。どのくらいのスパンとか、今回5,600万、また1億、来年度から1億支出をしますよというようなところで、もうちょっと具体的な説明というか、してもらわないと、ちょっと内容が分からないのかなという気がします。

やはり指定管理をするということは、先ほども言いましたけども、民間の能力の活用、住民サービスのさらなる向上に施設の管理運営経費という削減というのはついているということであれば、数字に見えない、その効果というのは多分、出てくるところだと思います。

私が考えるには、やはりキュステというのは、この南房総の中の芸術の拠点であって、これまで市役所の職員がやっていたということなんですけども、やはりこれを継続するためには、経費の削減も必要なんですけども、ここを住民が多く使ってもらわなくちゃいけない、芸術の中心にするんだということで、サービスの向上と民間能力の活用、これによって集客力を増やす。先ほども私言いましたけども、そこに税金を投入するんですよということであれば、経費に合うサービス、住民が納得するようなサービスというのが本来あって、これがツーペイ、ツーペイというか、これに見合うような支出ですよというような、私はそういう考えがあるんですけども、その中で経費のほうは、もうちょっと長期的でも構いませんので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。経費の削減策につきましては、先ほど言ったような、これにつきましては、すぐに数字を表すことはちょっと難しいと思いますが、そういったことを繰り返しながら削減していきたいというふうに思っております。

また、もう一つ、建物設備の在り方についてなんですけども、これにつきましても、キュステ、コミュニティに配置スタッフにつきましては、それぞれ知識を持った、スキルを持った方であるということでございます。これらの方々が、日常点検とか定期点検、これを実施することによりまして、例えば小規模な修繕、これを繰り返して機能を回復させる、それによりまして大きな大規模修繕の回数を減らす、そういったようなところも期待できるというところござ

ざいます。

このような、要は、今まで以上の専門的な人間を配置していただきまして、この施設の運営をやっていきたいというところでございます。そういったことで最終的には削減につながっていければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうからは大きく4点ほど伺いたいと思います。

まず、議案第37号ですね。21ページ、商工費、こちらで一般事務経費運行経費とされているものですね。これは、説明にもございますけれども、令和5年に公募した旧清海小学校の利活用に係る応募事業者がなかったという大変残念な結果を発端として組まれた予算だというふうに理解しております。そこで、伺いたいと思います。こちら旧清海小学校施設、こちらの今後の運営方針について確認をさせてください。

そしてもう1点は、令和6年を含めまして、今後の利用者の応募見込み、また利用者獲得に向けた対応策についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この旧清海小学校の利活用につきましては、令和3年度末に事業者との賃貸借契約が満了して以降、令和4年度、令和5年度と公募を行ってまいりました。令和4年度につきましては、交渉事業者が決定したものの契約には至らず、また条件を緩和するなどして臨みましたが令和5年度につきましても、5つの事業者が実際に現場を見学していただくなど、多くの関心を持っていただいたところでございますが、結果として応募には至りませんでした。そこで、今後の方針についてなんですけれども、こうした状況を踏まえるとともに、継続して年間約200万円の維持経費もかかっていることもございましたので、そうした点も含めて判断していかなくてはいけないかなというふうに考えております。

また、今後の応募見込みや利用者獲得の対応策ということでございますが、現在も継続して関心を寄せていただいている事業者もございます。そうした事業者さんとの意見交換を継続することや、また千葉県の企業立地課におきましても、様々事業者を御紹介していただくなども連携しているところでございます。当面は、こうしたことを継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。そうですね。年間200万程度の支出を余儀なくされるということ、そして応募者があつた、応募者というか、興味を示される事業者はあるんだけど、その利用契約には至らなかったという部分であります。それを考えますと、どうなのでしょう。必ずしも、あの清海小学校跡地というのが、事業をやっていく上で、その立地あるいは施設の内容等で十分な施設ではなかったのかな。少なくともその説明を求められた事業者にとっては、そういうことがあろうかと思います。

加えてちょっとお尋ねしたいんですけれども、この事業の収支、こちら私の知る限りは、平成30年頃からですか。事業そのものはその前から始まっているとは思いますが、行政の施策ですから、これ必ずしも収益という面だけでその成否を判断できるものではないと思いますけれども、ただ、事業継続する上では、この収益というものも一つの重要な要素になってくると思い

ますので、お尋ねします。

この事業、清海小学校跡地を、旧校舎を一般に開放して事業活用していただくという、この事業を行うに当たって、事前の環境整備、あるいは実施以降の管理、修繕等に要した支出などが分かれば支出、あと賃貸料、収入になった部分、これらを対比した状況というのはどのような状況か、もしお手元の資料で分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。支出の、これまでの支出の状況ということでよろしいでしょうか。すみません。今、これにつきまして、ちょっと後でまとめてお答えするということでよろしいでしょうか。一旦すみません。申し訳ありません。

歳入につきましても、まとめてお答えしたいと思いますので、すみません。お願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） じゃ、課長、後で答弁保留させていただいて、狩野議員、今の質問は後でもう一度答弁させますので、先に、ほかに質問。この清海小の件に次の質問がありますか。なければ、その先の質問を先に言っていただいても。

○7番（狩野光一君） 今の答弁をいただいてからの。

○議長（佐藤啓史君） じゃあ、午前11時5分まで一旦休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。先ほどの狩野議員の御質問に対するお答えでございます。

この清海小学校のこれまでかかった経費と入りについてでございますが、まず入りにつきましては、前事業者に賃貸借契約で貸していたときの賃借料となりまして、契約が平成29年4月から令和4年3月31日でございますが、令和2年3月31日までは無償ということでございます。それ以降、月額20万円を賃料として頂いていたところでございます。

また歳出につきましては、平成29年に、この事業者との契約に当たって大規模な改修工事を実施しておりまして、これが約2,800万円。その後、契約が満了して以降、令和4年につきましては約160万円ぐらいの改修、令和5年につきましては約500万弱ぐらいの改修ということで、これまでの経費として使ってきたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。事業全体の部分で、果たして収益プラスなのかマイナスなのかというところを含めて、アウトラインがちょっと確認したくて質問させていただきました。突然の数値の質問で、お手数をおかけしました。すみませんでした。

今のお話によれば、収入の部分では月額20万の賃貸料。収入というのはこれが全てなのかなというふうに理解をするんですけども、やはり支出の面で、初期にかかった大規模改修、そしてその後に継続的にかかるものを含めましても、これ到底、月額20万の賃料で賄い切れるものではないのかなというふうに見ております。

とはいえ、先ほど申し上げましたように、行政の施策、必ずしもプラスにならなきゃいけないということではないです。それを行うことによって別の面でのプラスという要素も、これ考えていく中では、必ずしもこの収益にこだわるものではありませんが、やはりこうした収益格差、収益と支出の格差及び、ここ数年入居者がいないというこの現実、こういうものを見たときに、やはりこの事業についても、いろいろコンセプトがあって始めたとは思いますが、今後さらに悪い考えをしていけば、また入居者がいない、では維持費だけ支出していくというような、そういうような悪循環も考えてしまうところですが、ぜひとも市全体を考えたときの影響というものから判断をいただいて、事業スクラップ、そういったものも真剣に取り合わなければいけない、そういった案件なのかなというふうに感じております。

質問として、本事業の継続、廃止についての基準というものをお尋ねしようとは思っていましたが、先ほどの答弁の中で、運営方針はという中で、年間200万円ほど維持費がかかっている、その辺を勘案して今後の運営方針を判断していくという御答弁がありましたので、ぜひともその辺、事業スクラップも加味した上で御検討いただければということで、御答弁のほうは結構です。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、21ページ、同じく商工費、地域をつなぐ商品等お届け事業。これについては、私これを知ったのが、何を隠そう、今回の補正予算の事項別明細の補足説明、これなんです。補足説明の8ページ、一般歳入歳出の8ページ、こちらの枠の中でしか、この事業をちょっと知りませんでしたので、さらに詳細をお尋ねしたいということで、事業概要を詳しくということで事前通告をしております。御用意いただいたものがあれば、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この地域をつなぐ商品等お届け事業につきましては、令和5年度に終了しました商店街等にぎわい創出事業の陸上配送について、令和5年度中に、この部分の需要というの伸びてきたところでしたので、今後この事業性を検証するため、令和6年度において1年間、引き続き実施しているものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。事業そのものの大きなアウトラインということで理解させていただきます。内容として詳しくお尋ねしたいと思った部分が何点かありますので、箇条書ということでお尋ねしますので、ぜひお控えください。

当初、市長からの議案説明にありました、一緒に取り組む関係者というのは誰になるのか。1点。

この検証を行う機関。先ほど前段者の質問で、7月から有料で検証を実施しますということで、その終了というのはいつになるのか。

あと、当然商品、これの供給者。先ほどのお話であると、にぎわい創出のときのように登録した供給者でなく、市内の、じゃあ、あのお店ということで、市内商店全域になるのかどうか。この供給側の商品供給者はどういった人になるのか。

4点目。これサービスを受けられる対象者は、地域としては市内全域という御回答が先ほどありました。年齢等の条件はあるのかどうか。

加えまして、受付や配送の手配、完成などの事務を受け持つのは誰になるのか。これは先ほど

KAPPYの観光センターの2階にサポーターが待機するというような何かありましたけれども、采配だとか、電話受付とか、そういった事務は誰が受け持つのか、お聞かせください。

そして、この買い物サポーター、4名を予定されておりますけれども、どのような方法で選考されるのか。この買い物サポーターが担う業務内容はどんなものか。

以上について御回答をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず1点目、御説明にありましたように一緒に取り組む関係者ということでございますが、これにつきましては、まず協力店舗であるとか、この買い物サポーターも市から委嘱してございますので、こうした方々と一緒になって、この事業を進めていこうと考えているところでございます。

また、実証の終了はいつなのかということでございますが、こちらは令和6年度、1年間ということで考えております。

次に、商品の供給者はどのような人なのかということでございますが、こちらにつきましては、先ほどエリアは市全体というふうに申し上げましたので、供給者として想定しているのは、市民もしくは勝浦市内にいらっしゃる方、御利用される方というふうに考えております。

同じくサービスの対象者ということでございますが、これにつきましては、システムをLINEの公式アカウントを使っている関係で、LINEに登録していただいた方というふうに考えております。

また、受付、手配、配送等は誰が行うのかということでございますが、これにつきましては、市が委嘱いたしました買い物サポーターになっていただいているところでございます。

また、この買い物サポーターにつきましては、現在のところ3名委嘱しておりますが、この3名につきましては、昨年度の商店街等にぎわい創出事業で実際に事業を行っていただいていた方を中心に、3名委嘱させていただいているところでございます。

その業務内容につきましては、KAPPYビジターセンターの2階に拠点を置いておりますので、そこで注文を受けて、協力店舗に出向き、注文者の方へ商品を配送しているようなところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。概要について知りたかったものの質問です。

ただ、今の御答弁の中で1点、商品の供給者、つまり提供者ですね。事業者ではなく。事業者は市民ですね。提供者。それは、それに関連してなんですが、今の御答弁の中で度々、協力店舗というのが出てきますが、ということは、このシステムで買物をするときに、あのお店あの商品を買ってきてと頼むときには、もうその協力店舗に限定されるという、そういう形になるのかどうかですね。

あとサポーターの選考について、3名については、前回の商店街等にぎわい創出事業のほうから引き続きということですが、もう1名の方はどういう方を予定されているのか。その2点、追加でお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。商品の提供者側につきましては、今おっしゃられましたとおり、協力店舗として登録していただいた店舗が対象になります。また、予算上

4名のサポーター、あと1名どうするのかというようなことでございますが、これにつきましても、ちょっとやはり3名では手が足りないというような状況になろうかと思っておりますので、また過去ににぎわいに関わっていただいた方1名をサポーターに任命できればというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） じゃ、次に、22ページです。同じく商工費になりますが、海水浴場開設事業。これは補足説明資料を基に私なりに読み解きますと、これ当初予算3,000万、海水浴場開設として計上されておりました。その内容を見直すんですよという内容。諸物価の値上がりとか、そういうものがあって、その範囲、当初の範囲ではできないということであれば、それなりに正当な費用の追加というのは、これはやむを得ないものと思います。

しかしながら、この内容を拝見いたしますと、当初予定されていた海水浴場開設業務の委託料、これを削減をしております。同時に海水浴場ライフセービング業務委託という業務が追加でありまして、そこに1,419万4,000円、さらには工事請負費、緊急応急工事として100万円、これが荒天時における海藻撤去、あるいは岸壁の整地ということで計上されております。

ただ、これは、これらライフセービングも含め、工事費も含めて、従来の海水浴場運営の中にも当然、必要だったものだというふうに理解をしております。今回あえてライフセービングの業務、あるいは緊急工事の業務というものを海水浴場開設業務から外す、外した、その理由はどのようなことか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このライフセービング業務、また緊急応急工事費につきまして、従来の予算でありましたら、例えば勝浦市観光協会に委託していました海水浴場開設業務委託料の中に含んで委託していたわけでございますが、これを市が直接行うということは、それを行うことで、従来、委託のためにかかっていた事務費等の経費の削減を見込もうとして、したところが1点でございます。

またライフセーバーにつきましては、市が直接協議を行うことで、運営上の意思疎通をもう少し図りやすくしたいというふうに考えたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。ライフセーバーとの意思疎通、これが重要であり、それをもっと機能的に向上するため、そのために分割したということについては理解いたします。

同じ考えでいけば、緊急的な工事あるいは応急工事、これについても同じような意味合いがあるのかと、市が直接迅速に対応できるということでのメリットについては理解いたしました。

今の御答弁の中で、そうやって理解した部分もあるんですが、委託事務費を削減するというのはどういう仕組みでしょうか。観光協会が主体となって委託業務を行っていたのが従来だと思うんですが、それを市が直接やることで、その委託に関わる経費が削減されるというのはちょっと理解できなかったんですが、その仕組みを教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この業務を開設、業務委託料として一括で、例えば観光協会であるとか、そういったところに委託しますと、当然そこがこの業務をやっているいただきますので、ライフセーバーとのやり取りであるとか、工事のやり取りであるとか、や

っていただきますので、そこには当然事務費がかかるわけでございまして、市が直接やれば、その部分、私たちどもの少し仕事が若干増えるというか、そういったようなことになるのかとは思いますが、その辺は削減できるのではないかとということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 仕組みについては理解をいたしました。しかし、結果的に増額になってしまったところ、そこはちょっと残念なところかとは思いますが、安全な海水浴場運営のために、ぜひとも御尽力をいただきたいと思います。

最後になります。23ページ、消防費です。災害用物資等備蓄事業、これはトイレ及び電源に関わるもの、こういった物資を配備するというような内容でございます。これら物資の配置の方法及び管理の方法についてお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。当該物資のバッテリーについては、災害用簡易トイレでありますラップポントイレ使用時に排せつ物の袋を圧着、密閉する電源として使用するものであることから、ラップポントイレとセットで指定一般避難所に配置する考えであります。なお、当該バッテリーは予備のバッテリーであります。

また、当該バッテリーの管理については、当課において残量等を定期的に確認し、充電等を行う考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。トイレとそれに関わる電源について、指定避難所への配置をするということですね。分かりました。

ただ、これはトイレだけの話ではないんですけれども、災害関連の物資というのはたくさんありますよね。従来、それがどこに保管されているかというのは、過去に盗難事例があったということで、公表、公に広く伝えていないんだよという、そういうことがありました。しかしながら、せんだって来、同僚議員たちからも指摘ありましたけれども、千葉日報で報道されましたように、地震災害が起きたときに孤立化する集落というのが勝浦市内では大変多く予見をされております。そうなりますと、1か所集中的に、あるいは数か所に分けながらも、ある程度のエリアを集中して、その必要物資を備蓄したときに、これは孤立しますと、何もない地域というのがやはり多く出てくるかと思えます。盗難というリスク、これはあるんですけれども、盗難のリスクと災害時に物資が届かないというリスク、これを考えたときに、やはりもうちょっと小規模に分散する。そこは各区の協力をいただきながら、鍵ですとか、その管理について協力をいただきながら、各地域、なるべく細分した配置が必要ではないかと思うんですけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。能登半島地震に伴う道路の寸断を受けまして、当課といたしましても、災害物資、備蓄品等を、今までの集中管理から分散する分散管理というほうに考えを変えております。今回このバッテリー、ラップポントイレ含めまして、今後、可能な限り各所に物資等の分散管理を行った上で、今まで以上に防犯対策を徹底して管理してまいりたいと考える所存でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、私のほうからは2点お伺いをいたします。

議案第37号、ページとしては、歳入のほうからですが、12ページ、県支出金の消防費県補助金からお伺いいたします。

千葉県地域防災力充実・強化補助金として110万8,000円が計上されております。災害用物資備蓄として簡易用トイレバッテリーの購入及び避難路整備のための経費に充てるとあります。今、狩野議員からの質問の中で、このバッテリーに関しては、ラップポントイレの予備電源の、この間、数をお聞きしたら、11個買うというお話をお伺いいたしました。これについては理解いたしますが、その後に避難路整備とあるんです。この避難路整備についての経費の説明がない。この避難路整備とは一体どこの整備のことを指しているのかをお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。松部地区の津波避難場所の一つである武内神社に通じる避難路を整備するものであります。なお、当該避難路整備事業に係る歳出につきましては、令和6年度当初予算に計上しております。当該事業については、千葉県地域防災力充実・強化補助金の対象となるか改めて精査いたしましたところ、補助対象となり得ることから、今回、歳入予算として計上したものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 承知いたしました。こちらのほうが松部地区の避難路の武内神社に通じる避難路の整備ということは分かりました。

この整備ですが、どのような整備がされるのかをお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。高齢者等避難者の転倒防止対策として、避難場所である神社境内地に通じる石段、石階段の両脇にステンレス製の手すりを設置するものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 石段の両脇にステンレス製の手すりを設置する。これはぜひ、高齢者の方の避難には手すりは必ず必要だと思いますので、やっていただきたいと思います。

これについて異議を申すわけではないんですが、今回のこの補正予算の説明書きに、トイレの電源に関しての説明書きはあったんですが、避難路についての説明書きがなかった。今、課長から説明があって、当初予算にはあったということなんですが、ちょっと私のほうもこちらのほうまで見られなかったというか、分からなかったものですから、できればこういうことに対しては、ぜひ説明書きをちょっとしていただければ、こちらのほうも理解しやすいと思いますので、その辺は要望としてお願いをいたします。

2点目です。19ページ、歳出から衛生費。こちらの感染拡大防止対策事業の462万1,000円、こちらのほうですが、新型コロナウイルスワクチンの予防接種が定期接種に位置づけされました。4,000でした。失礼しました。接種実施の医療機関への業務委託に要する経費とございます。高齢者等には1万1,300円、生活保護者には1万5,300円の補助がされております。

質問なんですが、新型コロナウイルスワクチンが定期接種となりました。この定期接種となつて初めての接種なんですが、今までは新型コロナウイルスワクチンの接種に関しては、全て国からの

補助で無料でありました。今回からは、高齢者においても、1人当たり4,000円の自己負担となります。市から高齢者の方には3,000円の補助がされるんでありますが、この接種対象者への周知方法について一つ伺いするのと、高齢者等とあるんですが、この等に分類される方の定義、こちらについて伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。令和6年度から新型コロナウイルス感染症ワクチン接種は予防接種法上の定期接種に位置づけられまして、対象者は季節性インフルエンザ予防接種被接種者と同様であることから、新型コロナの接種のお知らせ文書及び予診票につきましては、インフルエンザ予防接種の予診票に同封して郵送いたします。また、そのほかでは、広報かつうらほか、市から情報発信できるツールを使いまして周知を行います。

また、高齢者等の分類される方の定義ということでございますが、法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種の対象者は65歳以上の者、そのほか60歳から64歳までの者で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルス、いわゆるH I Vにより免疫の機能に障害があり日常生活のほとんどが不可能な者となっております。したがって、本市といたしましては、今申し上げた定期接種対象者に対してワクチン接種費用の支援を行います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 周知方法については、インフルと同様に予診票等にお知らせをしていただくということで、承知いたしました。

そして、高齢者等とある、その等の分類に関しては、これは今お話聞きますと、かなり重症の方が対象となるということで、ほとんどの方は、この65歳以上のくくりの中に、その方も入ってしまう、そんなに多くはないというような感じでよろしいのですよね、きっとね。承知いたしました。

では、次の質問となります。今年度、新型コロナウイルスワクチン接種の補助は、財源として小高御代基金が充当されております。今年度以降も新型コロナウイルスワクチンというのは、恐らくワクチン接種は続いていくものと承知しております。これを毎年この基金から充当していきますと、この小高御代基金、枯渇してしまうのではないかという感じがいたしますが、これについてのお考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。新型コロナワクチン接種費用は、今年度の接種費用が昨年12月時点では7,000円程度と言われていたものが今年3月になりまして1万5,300円程度と見直されるなど、価格が安定しておらず、来年度以降の費用も不明でございます。今年度は、国の助成額に加え、市も臨時的に負担をして、被接種者の自己負担額を4,000円程度に軽減する予算計上を行いました。

市といたしましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と高齢者等の重症化を防止する観点から、多くの方の積極的な予防接種を推奨するところではございますが、来年度の接種費用価格や接種状況を十分調査の上、財政状況等を勘案して、来年度以降の市の負担額や充当財源を検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） コロナワクチンの価格が安定していない、来年度以降もこの価格が幾らになるか予想ができないということで、承知いたしました。市としては今後、これをどのような財源を使うかということもこれから検討ということでございますので、それについては承知いたしました。

でも、やはり数多くの方にこのコロナワクチン、特に高齢者の方には打っていただいて、コロナの危険から身を守っていただきたいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 議案第37号、一般会計補正予算について質問させていただきます。通告したのは6点あったんですが、前段者の質問等で理解したものもありますので、その点ははしょっていききたいと思います。

最初に20ページ、水産物供給基盤機能保全事業1,078万3,000円の内容です。農林水産業費のほうで、説明書によると工法見直しということの増額、松部漁港橋梁詳細調査業務の費用の補正ということが説明されています。このことについて、いま一度、状況、この増額、積算の根拠についてお示しいただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。本業務委託料につきましては、令和5年度に実施いたしました基本設計によりまして、現行の構造からボックスカルバート工法へと工法変更をしたものでございます。また、工法の変更によりまして、人工数の増加ですとか、労務単価の上昇がございましたので、詳細設計の委託に合わせて委託料が増加となったところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 工法がボックス設置ということで、今の橋のところ、これ確認ですけど、場所としては、国道から漁港に入る、あの道路のところにある、新谷川かな、あそこな、あそこに架かる橋だと思うんですけど、欄干を見ると、かなりひびも入っていて、以前からここは非常に危険なところだと。

あともう一つは、橋の下に奥、川の河川の上流から流れてくる部分のところについて、鉄柵、鉄で柵を打って、砂が堆積しないような形であるんですけど、実際はもう砂がいっぱいになって、現在ある囲いというかな、私もちょっと専門的なこと分かりませんが、砂が堆積しないような形の鉄柵があるんですけど、それが非常にもうさびちゃって非常に危険だということが数年前から言われているんですけど、現在そのままです。ボックスになったときには、その辺の状況がどのように変わるのかということを一覧示していただきたいのと、あと、工法見直しに至った経過。当初あった予算額が、407万円が1,400万ということで1,000万以上、これ上がるんですね。ですから、これ調査業務としてこれだけ上がるということは、本工事になれば億の単位になると思うんですけど、その辺が、どういう経過でこのような変更になってきたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。本業務委託予算につきましては、基本設計の完成が令和5年度末となったことから、令和6年度予算編成時には基本設計が完成しておりませんで

したので、概算による予算要求となっております。令和5年度末に完成しました基本設計において工法を検討いたしまして、今後の工事費ですとか工期を総合的に判断いたしますと、ボックスカルバート工法による工事を実施することが適当と判断されたことから、詳細設計においてはボックスカルバート工法というところを採用したところでございます。

また、この設計業務として業務量が増加したこともございまして予算の増額が必要となったことから、今回、補正予算要求をしたものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） いいですか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、課長の説明、ちょっと私のほうの理解ができていないんですけど、令和5年度でこの調査業務をやって、令和5年度中に全てを終了してなくて、その間の令和6年度、今年度からの予算取りに当たって、令和5年度に終わるのが延びてしまって、その間で1,000万のこの調査業務ですよ、これね。調査業務がこれだけ、またさらに1,000万、これから補正して、まださらに新たな調査業務を行うのかということになってくるんだけど、今の説明だと、もうその結果によって、ボックスカルバートの工法になりますということなので、ここは、これからまだ設計、詳細の設計を行うに当たって、まだ1,000万必要なのかということなんだけど、その理解ちょっとできないんだけど、もう3回目ですので、もうちょっと分かるように説明をしていただけないでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） 令和5年度に行いましたのが基本設計というところになります。その基本設計の中で各種工事の方法によりまして、どのような工事費がかかるか、どのような工期がかかるかというところを検討されたところですけれども、その最終的な完成が令和5年度末になってしまいましたので、それを受けて詳細設計を実施するに当たりまして、工法がまだ決定しておりませんでした。その工法が、令和5年度末に完成しました基本設計においてボックスカルバート工法が最適と判断されることから、その工法に基づく詳細設計を令和6年度に実施しようというところでございます。それにかかる費用が、当初予算で要求したものよりも大分多くなってしまいましたので、今回、補正予算として要求させていただいたというところになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今のは分かりました。じゃ、次に移ります。

次は21ページの商工費。これも前段者が質問していることにも関連しますが、商工費の一般事務費の旧清海小学校の利活用に係る問題です。

先ほども課長から説明があつて、今まで幾らかかつて、どうであつたかという数字的なものもありましたが、ここも当初、清海小が休校になって廃校になってという中で、下にも鶴原保育所もありまして、一帯は海の見える景勝地であるし、ここは民間が使っても非常に使い勝手がいいんじゃないかと、そして人気も出るんじゃないかということで、非常に期待をした場所ですが、当初、パクチーという会社が、ここは本当に最初にここを聞いたときに、何をやるのかといったら、シェアオフィスという形でね。要はシェアオフィスが、自治体として教室をいろいろリフォームして、個々の会社が海を見ながらリフレッシュしながら仕事のできる場所をつくっていくんだということで、非常に斬新的なアイデアを持って来るから、これはもう非常にここでのいいのかなと思つたら、なかなかうまくいかないようで、最終的には5年間のうち2年間の賃貸料は最終

的にもらったようですけど、そういうところで、この当初の5年間については何ら動きがあまりなかったようなことがありまして、それでその後、何とかここの利活用についていろいろ検討してきたことが実態としてありますけど、一つ最初に、これ3回なので、改めてお伺いします。

パクチーさんがやっていたときに、そこからさらにほかの業者に、たしかドローンの教室ということで体育館を貸していた実態がありました。その5年終わった後も体育館を、そのドローンの業者がまだ教室、ドローンの講習会の場所として使っているというのがあったと思うんですが、それ今どうなっているのかなと。というのは、パクチーが終わった後に、業者を募集したときに、私もある人から頼まれて、その中を見てみたいという業者さんが、業者というか、方がいまして、一度そこを市のほうの許可を得て中を見させてもらったことがあるんですけど、そのときに中に、たしか、やっぱりドローンのいろんな機材が置いてあって、ここは月に1回ドローン教室やっているというふうな説明を受けたんですけど、それはいつまでやっていて、もう今はないのかどうか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

それと、そこからいろいろあって、当時パクチーがやったときには鶴原区のほうも、今、照川市長になる前の議員時代には、その区のほうのいろんな関係も今の市長さんやっけていまして、そこを行政、パクチーのほうに区としてそこを利用したいというふうな申出もしたようなことも聞いていますけど、今こうやって使われていないのであれば、その地元との関係を、その後どんな話がされていたのかということについて、分かる範囲で結構です。課長になる前の、今の課長になる前の話なので、分かる範囲で結構ですけど、そういう地元との協議がどういうふうになされているのかなということを、まずお聞きしていきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、例えばドローン教室であるとか、そういうのを現在使っているのかというような御質問でございますが、これにつきましては現在、市が直接そういった、スポット的にですけれども、年に数回使いたいということでお申出があった場合に、ドローン教室も含めて、また別の撮影等で使いたいというようなお申出もございますので、行政財産の使用許可を出して、お貸ししている実情はございます。

また、地元との関係事業者がいなくなった後の話については、私の段階ではちょっと承知していないというか、特別しているところではございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 清海小の本当は跡地、先ほども言ったとおり、あそこから海も見えるし、使い勝手によっては、いろんなリフレッシュ施設とか、いろんな考えもあるんだろうけど、何せ5年、6年、7年たってきて、いまだにこの状況で、とうとう、応募者があっても、なかなかそれ以上進展しないという実態がありますけど、ここをやっぱ、この市の今、財産、教育も一般も含めて、市の財産を利活用するための方策については、市のほうでもいろいろ検討会をしたり、やっているんでしょうけど。

この部分、鶴原地先ということもありますけど、私が個人的に思うのは、この前、話した駅裏と一緒に、やっぱりそこに行くアクセスが非常に悪いと。実際、JRの下を通るにも、本当に狭い、2トン車が通るかどうかの部分と、あと、よくあそこに、あれだけのRCの建物建てたなというふうに思えるぐらいの場所なので、その辺をやっぱ根本的には直していくことも必要なのかなと思いますけど、それは、あそこは非常に難しいという現状の中で、これ加藤副

市長にちょっとお伺いしますが、これから先、やっぱりそういう、ほかからまだ、学校の統廃合でまだ上がる場所は別としても、今の清海小の、元清海小のところを、やっぱり市の一つのこの観光も含めての目玉としてやるのが、場所として、それをどう利活用していくことが必要なのか。あそこは全くもう民間に貸すだけのものじゃなくて、そういう方向を何か検討されていったほうがいいのかなと思っています。

ちょっとそれを聞きたいんですけど、まだ余談になっちゃうけど、我々、海業推進議員連盟というのを6名で今、活動していますが、その中で、つい2日前に話を、会議をやったんですけど、やっぱりこのところを、海のまち勝浦として、この場所を民間に貸すだけではなくて、行政として、もう使い勝手をやっていったらどうかと。我々が提案したいのは、これはまだ話、これからまとめるんですけど、養殖の一つの協定にもなるのかなというふうなことも考えていますので。というのは、去年行った愛南町では旧学校施設、海のそばの学校施設を大学の研究施設として利用しているという非常に有効なものを見てきましたし、そういうことが、まねじゃないけど、そういう水産関係大学の研究所としても私は使えるのかなというふうな思いもあります。それは私の個人的なものを含めて、そういうものを含めて加藤副市長に、ちょっと聞いてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。清海小学校につきましては、昨年度、文部科学省が主催する廃校活用のイベント等に、東京まで持って行って、ブースでプレゼンさせていただいたりとかしています。その中で、観光に限らず、様々な事業者から関心を寄せられていて、その流れで決まるのかなと思っていたところだったんですけども、昨年度の募集には、現場の見学には5社、来たんですけども、結局、応募には至らなかったというところが現状であります。

実際に現場に来られた方のお声を観光課長と聞いておりまして、そこから報告を受ける中で、やはり学校にアクセスする道がよくないというところの声がほとんどであります。あとは災害のときとかの話もありますし、先ほど地元との関係というお話もありましたけれども、事業者さんが入った後も、例えば特別教室とかを地元で使わせていただく可能性がありますとか、あるいは選挙のときに投票所になる可能性がありますとか、災害のときには避難所になる可能性がありますとか、いろんな条件が付した上での募集でしたが、それがうまく業者には刺さっていなかったのかなと思っています。

今後についてですけども、清海小学校、閉校してから、それなりの時間がたっていて、体育館については、屋根が非常に劣化しております。屋根については、それなりの価格を出して修繕しないと、もう雨漏りが止まらないというような状況であります。

いずれの事業所に入っていただくにしても、あの校舎そのまま、体育館、あるいはいろんな施設がありますけれども、それをそのままにして使っていただくのか、あるいは校舎を一度スクラップをして、あの土地を自由に使っていただく、そういう提案をしていただく可能性もなきにしもあらずなのかなと思っています。

いずれにしても、市として適切に財産を管理していきたい、そのように思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） この市の財産の有効活用を十分検討されていると思いますが、今後とも、ここ、特に清海小のところについては、また新たな視点で考えていただければというふうに思います。

次に、前段者もありましたが、21ページ、商工費の地域をつなぐ商品お届け事業と。これを今年度、昨年度で切れた、あのドローン関連の事業、これを中止にしたという、私は高い評価をしているんですけど、これの中で、そのときの事業者に対しては、ドローン以外の事業も継続したらどうかという提案もしたけど、それはできないということを受けて、これは、じゃ市が単独でやりますよということの決断は、私は非常に評価をしたいと思います。そこに、先ほど前段者も言っていましたが、こういうところに市の税を、税金を費やすのも一つ、これは方法として、市民に対する方法として、ありだということに思いますが、この運営の方法が、先ほど来から説明を受けていましたけど、市民全体で商品は興津、勝浦商店街にあるもの。それに対して参加してくれる商店の商品だということになりますけど、受け答えする場所、それも説明ありましたので。

ただ、さっきの説明の中で、LINE登録をして、LINEで基本的にやるということですが、高齢者に対しては、実際このスマホのLINEを使って、じゃ注文しますよって、なかなか非常に難しい部分があるんだろうと思います。幾らデジタルの時代であっても、やっぱりアナログのことに、要は電話で話をしてやるということも当然やっているんだろうと思いますけど、その商品、注文者と受け手側の、そのやり取りについて、どういう方法で今、管理されているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。予約システムについては、やはり安価であるということでLINEを使っているところでございますが、先ほど少し言葉が足りませんでした、電話での注文もオーケーしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） あと、去年の話してあれなんですけど、去年も実証事業でやっていたんですけど、実際はこれ市民のほうにあまり浸透していなかった。ドローンだけいっぱい浸透していて、実際の中がどういうふうに行っているのかというのを実際知らない人が結構多くて、私、上野にいますけど、私の場合、先ほど出ましたけど、商店はありません。ですから買い物、今は車でできるからいいけど、できない人も結構増えてきていますので、そういう人たちにやっぱり一つの希望を持てるような対応としては、この電話と、あと、どういう商品があるのかって、おとしの実証の中ではカタログを作って、興津商店街のカタログがありましたけど、そういうものについてと、あとは、これがどのように事業を行っているという、この広報について、もうちょっときめ細かにやる必要があるかなと思いますが、今年度その実証の中でどのようにやっていくのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 午後1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず4月以降から現在までの状況でございますが、それまでの民間事業者からの市への直営に切り替えたこともございまして、私どももスムーズに移行できるかという懸念もございましたところでございますので、一旦、商品をお弁当のみに限定しまして、ホームページに掲載しておりまして、それまでの顧客や口コミによる拡大を中心に、現在まで運営をしていたところでございます。

しかしながら、この後、7月からは有料化の検証、その他の商品への拡大などをしてまいりたいと考えておりますので、そうしたタイミングで、どのように周知していくかというのをしっかりと検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） これ2回目でしたっけ。3回目。

分かりました。そうしましたら、やっぱりやること非常に、私はこれ、いいと思います。ですから、あとは市民の方が、いかように、これをうまく使えるものかについて十分検討した上で、やっぱり今回は実証ということなので、その都度その都度反省をしながら新しいものをつくっていければというふうに、これはお願いをして、これについては終わりにします。

そうだ、1点。終わっちゃったね。

じゃ、次に海水浴場開設事業についてお伺いします。

まず委託料が、前段者でも話をしていましたけど、当初の内容の業務委託料を全面的に廃止して、今回はライフセービング業務委託料ということで、海水浴場の予算が変更になる予定となっていますけど、ここのところについて、海水浴場、勝浦の、やっぱりこのメインの事業であります。過去から、この勝浦イコール海イコール海水浴場ということで、夏場の観光についてはメインでありますけど、昨今のこのいろんな状況の中で海水浴客も減っている中では、やはりこの安全が第一ということで、安全・安心な海水浴場をもっとPRしていくということで対応していただくこととなりますけど、ここのライフセービングのプラスになる386万6,000円の内容について、委託料と比較をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このライフセービングの1,400万につきましては、先ほども申し上げたとおり、開設用の委託料から分離して、直接市がライフセービング業務委託としてライフセービングクラブと委託をしようとしたものでございます。

すみません。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 300万ね、やっぱりこのライフセービングのほうの状況を聞くと、今までやっていた、この武大の学生中心の安全確保から、ライフセーバーが非常に少なくなっている中でも、同じような安全確保するためには、学生だけでは無理だということから、社会人になったOBとか、そういう方も含めての対応をするということは聞いています。ですから、やっぱりこの安全・安心な海水浴場をつくるためには、そういうライフセービングもそうですが、そのほかにも対応すべきことはたくさんあると思うんですね。

ただ、今回は、海水浴場が4か所から3か所に減ってきた、その中において、3か所に減ったにもかかわらず、この開設費用は増額していくということでありますので、その内容をもっ

と深くする必要があるのかなと。

その3か所に減ってきた中で、今回、勝浦ビーチ、いわゆる三日月前の海水浴場はなくなるというふうに、この中では書いています。それと、それがなぜなくなるのかということと、あともう1点、この開設時期が、7月13日から8月18日の1か月ちょっとの期間の中で7月の平日9日間を非開設ということになりますけど、来るお客は、海水浴場が開設されているものとして来ると思いますので、来た場合に、その海水浴場として対応をどう考えているのか。その中と、あと、その安全対策をどう考えているのかについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、補足説明書にもございますとおり、開設場所については、鶴原、守谷、興津といたしまして、開設期間については、7月13日から8月18日のうち7月中の平日を9日間については非開設と考えているところでございます。また、勝浦中央海水浴場は非開設とするようにするところでございます。

このようにした大きな理由でございますが、1点目は、やはりライフセーバーの確保自体が年々困難になっており、今年も非常に厳しいということを事前に御相談を受けていたところでございます。

2点目につきましては、やはり年々かさみ続ける経費を工夫することにより、抑制しようとしたところでもございます。

このライフセーバーでお願いする大学生というのも、最近では7月いっぱい試験等があるとのことで、特にこの間の確保が一番厳しいとの御相談もありまして、この辺から過去の入込データから見まして、7月の3連休は多くの方が来るんですが、平日の入込数というのは、その後、極端に少なくなる状況でもございますので、その辺も、めり張りをつけた運営をすることで、こうした課題をクリアしていこうというふうに考えたところでございます。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 時間はあと何秒になっちゃったので、1点だけ。キュステについては後段、後の方にお任せしまして、海水浴場以外の海岸全体の安全確保について、やっぱり考えなきゃいけないと思いますが、どのように考えておられるか、伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。残り18秒。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この辺は、非開設とはいえ、多くのお客様が来られますので、ライフセーバーをしっかりと、守谷は4名、その他は2名を配置いたしまして、放送や巡回、また事故が起きた場合はしっかりと救助活動を実施するというようなことで進めてまいります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 議案第37号 勝浦市令和6年度一般会計補正予算について、2点通告してございます。

まず1点目、ページ21ページの商工費、商工業振興費、一般事務経費、旧清海小学校についてであります。前段者から様々質問がございましたので、私からは1点だけ。旧清海小学校の利活用に関わる応募事業者がなかったということでしたが、なかったというか、決まらなかったということですが、これまで地元の事業者から活用検討の問合せがあったかどうか伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。令和5年の公募の際に、1社のお問合せがございました。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） その地元の事業者の方に対して、どのようなフォローアップを行ったのかということをお伺いしたいと思います。当然、公募ですから、公平にやるべきというふうには思いますが、地元の事業者に対して説明なり、協議なり、どのように図ってきたかということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。その地元の事業者さん、実際、現場にお越しいただきまして、施設、御覧いただきながら、どういったような活用したいかというようなお話もお伺いしながら、こちらの状況も御説明しながら、したところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 令和5年度の応募の際に1件、事業者、地元の方があったということですが、私の知る限り、七、八年前ですかね、当時まだ株式会社パクチーさんが入っておられたときに、やはり地元の事業者から、当時は外国人技能実習生の、今は特定技能に変更していますが、の教室として活用したいという問合せもあったと思います。そうした過去に、旧清海小学校を活用したいといった地元の事業者の方に対しては、フォローアップはこれまでされてきたのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。どの程度過去かというのもちょっとあるんですが、そこまで過去の事業者と接触は、私はしてまいりませんでした。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 次に、22ページ、商工費、観光費の海水浴場開設事業の中の緊急応急工事費100万円についてお伺いします。海水浴場の設置事業に関しても、前段者のほうからいろいろ御質問がありましたので、この点に特化してお伺いします。

この100万円ですが、荒天時における海藻除去または海岸整地のための費用とありますが、この対象エリアと想定する工事の内容と想定する回数等をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ここで想定する荒天といいますのは、主に台風などございまして、対象エリアにつきましては、海水浴場、また工事の内容は、大量に打ち上げられた海藻除去や荒れた砂浜の整地でございます。規模がどの程度にもよるかと思いますが、一、二回の工事費というふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 対象が海水浴場ということで、砂浜限定かというふうに思います。しかしながら、今おっしゃっていただいたように、台風だったり荒天時には、海岸だけではなく、周辺の漁港にも海藻が大量に流れ込むという事態が起きております。こちらについても対処をしなければ、今現状は漁師さんが仕事を休んで、その集まった海藻を、やむなく港の外にもう一度出すようなことも、仕方なくやっている。海藻は清掃センターのほうで扱ってくれませんか、また市

のほうも、これまではいろんな手だてがなかなかできなかったということもありますので、そういう対応をしているということは、この港に対しての海藻も何かしらの対処をしなければ、やはり海岸にまた流れ着いてしまうということになるかと思っておりますので、この辺、予算内でどこまで対応できるか分かりませんが、もし、この100万円の中で対処できる部分があれば、やはりその辺も対応していかないと根本的な解決にならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の補正予算でございますが、海岸に打ち上げられた海藻の除去を想定しておりまして、そうした海面、海中の海藻の除去といった規模のものは想定しているものではございません。あくまでも海水浴場を適正に運営するための工事という位置づけでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からは37号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算より、ページ25、芸術文化交流センター費から26、27及び28ページのコミュニティ集会施設までの補正予算額について伺いたいと通告させていただきましたが、ほぼ同じような内容を前段議員より質問されておりましたので、ここは、私のほうからは確認ということでさせていただきたいと思っております。

まず25ページ、26ページ、27ページ、28ページと見てきますと、三角マークで、補正予算で減額される予算というのが3,116万9,000円と、合計するとそういうふうになっております。増額される補正予算として3,661万2,000円と上がっておりますので、相殺しますと、結局544万3,000円と。これは前段議員からも出ておりましたが、これについては、10月から指定管理に移行するということになったことによって、経費としての削減がされることなく、むしろこの544万3,000円が増額になるということで間違いないですよというのが1つ。

それともう一つ、25ページの中にある、この1,645万8,000円減額と、補正予算出ておりますが、これは先ほどの質問に対する答えの中にもあったと思うんですが、退職されるとかそういうのではなく、人員の配置替えによるものだ。ということは、つまり、芸術文化交流センターの経費ではなくなるけれども、市の予算の中には移行されるということの理解で間違いないでしょうか。この2点、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答えいたします。では、私のほうからは今回の増額の確認ということにつきましてお答え申し上げます。

まず、今回の補正予算でございますが、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの指定管理料5,668万2,000円を、これを追加計上いたしまして、このほか、キュステ及び集会施設の維持管理経費、また運営経費、それを指定管理者に移行するというために減額を行ったものでございます。このほか、緊急に修繕しなければいけないキュステのほうと、それから興津集会所がございまして、その分につきましては増額補正をさせていただいております。

したがって、今回のこの補正につきましては、10月1日からの指定管理者の移行ということを見据えました予算ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、今回の人件費の減額につき

ましては、職員の配置替えによるものでございます。今後、配置先が決まりましたら、人件費を増額で補正させていただく予定になっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。分かりました。

この令和6年度の当初予算において、芸術文化交流センター費及びコミュニティ集会施設費の予算額の合計額というのは幾らだったんでしょうか。今回の補正予算ではいろいろ変わったと思うんですが、まず当初予算でどうだったかということと、それから、この急遽10月から指定管理に移行するということによって補正されたことによって、令和6年度の予算の総額、合計額というのはどのようになりましたでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回の補正予算でございますが、これにつきまして、令和6年度の芸術文化交流センター費、それからコミュニティ集会施設費、この2つにつきまして申し上げますと、芸術文化交流センター費につきましては、令和6年度当初予算で1億1,486万9,000円、今回の補正予算を加味いたしますと、この合計額が1億2,475万3,000円で、988万4,000円の増ということでございます。コミュニティ集会施設費のほうでございますが、令和6年度当初予算で1,193万1,000円、今回の補正予算を加味いたしますと749万円ということで、これにつきましては444万1,000円の減ということでございます。この2つの差引きをしますと543万円の増ということになります。

この内容につきましては、先ほど申し上げましたように、指定管理者移行に伴います指定管理料の計上、また減額、さらにキュステ及び興津集会所、そこの緊急の修繕、そういったようなものが加味されたというものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 全体、年間、6年度に関しても、先ほどと同じ約500万円の増額になるんだということで分かりました。指定管理に切り替えることで、当初予算が削減されていくのかなと。先ほど大森課長のほうからも削減していきたいような旨のお話がありましたが、やはりそれは難しいのかなということを感じながら、今、確認させていただきました。

そのことによるというのは、ここは予算額だけですから、39号のほうで改めて質問させていただきたいと思います。ありがとうございます。いいです。

○議長（佐藤啓史君） 次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） じゃあ、私から補正予算についての質問、37号について。

まず4ページ、5ページのこれには、実際、内部情報系基盤機器賃貸借に関する2億7,338万と書いてある中に、この脇に利率の問題が、3%の以内で抑えるような。その中で、この金額を乗せて、一体どういう話なのか分からないので、これを一旦、説明を受けておきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。高橋情報政策課長。

○情報政策課長（高橋吉造君） お答えいたします。内部情報系の賃貸借については、現行の契約が今年の8月で切れます。再リースを来年の3月まで予定しておりますが、令和7年の4月から新たに更新したものを入れたいということで、今年度中に契約を結ぶような必要がございますので、ここに予算を計上させていただいております。以上でございます。

- 議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。
- 9番（寺尾重雄君） 要は、ちょっと私、言っていることが理解できない。ここに3%以内。ただし、ちょっと眼鏡忘れちゃったので、今後の資金についての利率の見直しを行った後において当該見直しの、要するに利率を考えるということを書いてあるんですよ。
- 議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。すみません。確認します。今、4ページの債務負担行為の内部情報系基盤機器賃貸借。
- 9番（寺尾重雄君） ええ。そこに関する、金額に関する利率の問題で書いてあったものですからね。
- 議長（佐藤啓史君） 利率。
- 9番（寺尾重雄君） これは今後の見直しの中で、どのように扱っていくのかという。
- 議長（佐藤啓史君） 利率って、どこに書いてありますか。それ、地方債と一緒にのところ。
- 9番（寺尾重雄君） だから、4ページ、5ページね。
- 議長（佐藤啓史君） 今。
- 9番（寺尾重雄君） それで、2番目に、5ページの地方債についての補正。
- 議長（佐藤啓史君） 今、質問、次の質問ですね。
- 9番（寺尾重雄君） ええ。
- 議長（佐藤啓史君） 分かりました。はい。
- 9番（寺尾重雄君） これについての地方債の補正についても、そういう話であるので、この地方債についてと債務負担行為の補正についての話であるわけですから、この利率についてどのように考えているのか。
- 議長（佐藤啓史君） 確認します。今、じゃあ次の質問で、地方債の補正の質問でよろしいですね。答弁を求めます。軽込財政課長。
- 財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。私のほうからはページ5ページ、第3表、地方債補正の中の利率ですか、起債の利率につきまして御説明させていただきます。
- 現在この予算書のほうでは3.0%以内ということで、当市のほうでは利率の設定をさせていただいております。そのような中、実際の借入れにつきましては、令和5年度では平均で0.6%台、最も高いものでも1.0%でございまして、この3%という設定と対比いたしますと低い状況にはございます。この利率の設定につきましては、近年、公的資金であります財政融資資金の利率は低い水準で続いてきておりますが、市の起債借入れでは国、県から財政融資資金をはじめといたします公的資金のみの借入れ資金の割当てがあるわけではございません。中には民間等資金、市中金融機関からの借受けをも想定の上、お示しの利率を上限数値、制限数値として設定させていただいているところでございます。以上でございます。
- 議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。
- 9番（寺尾重雄君） その数字も、今までの令和5年までの、今説明のとおり分かったんですけど、これを何で3%まで持っていったの上限で書いているのか。この辺では、今後の対応の中での利率の設定が3%という話はあるのかなのかって問題で再度聞いておきたいんですよ。3%という数字を出しているからには何か根拠あるのかなと思ひまして。
- 議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。
- 財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。3%という数字は、昨今の金利状況ですか、社会

情勢を見てのというところでございますけれども、ちなみに県内の37市の設定利率を調べました。37市の平均で4.55%、一番高い市は千葉市で9.0%、また一番低い市では野田市で2.0%、本市は、この野田市に次いで低いほうから2番目で、本市と同じ3.0%は、ほかに5団体ございます。また、最も多いのが5.0%で、37市中21団体となっております。そして、千葉県南の外房では山武、東金、茂原市、内房では袖ケ浦、木更津市より南の13市に限りましては、3%という設定は、本市は木更津市とともに一番低い利率の設定となっております。

議員仰せのように、設定利率というところは非常に難しいところでございますけれども、この実際、借入れの時期は、対象の事業の完了の後というのが原則でございまして、そうしますと、どうしても年が明けて翌年の3月、また出納整理期間の4月、5月にかけてとなりまして、そこでこの設定利率を超えてしまいますと借入れができなくなってしまうおそれがございます。したがって、これまではさておきまして、これからの金利上昇リスクなども考慮しながら、少なからず若干のバッファを含ませさせていただいているところでもございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 低いほうで借りているということは今の説明で分かったんですけど、これ以下の問題点というので低くはできるのか、できないのか。一番低いほうだと、各37ですか、その自治体の中でも低いほうだと。野田市と同じぐらいの利率の3%台だと。この利率というのが、だから、金融機関との話の中で下げられるのか下げられないのかって問題で、実際、市中金利から考えますと、当然下がっている話もある中で、今後は上がる傾向にあるんですけど、先ほど来、令和5年までは0.6から1%の話というのは分かったんですよ。そして今後、金利が上がってくる可能性があると思込んで、この3%での話なんだろうけど、そこで3%、0.61で借りているものが、1%台で借りているものが、今後3%という、急にきている話ですよ。その設定というのが、もう少しあってしかるべきかな、なんですけど、やっぱり行政、要するに上位のほうからの話で、この辺はやむを得ないって話になっちゃうのか。どうしても自治体、借りているのは高い話ばかりであって、この辺が、金額が大きいだけに、抑えることができればいいかなとは思いますが、その辺での設定の基準というのは、先ほど来、借りられなくなっちゃうって話も今言われたんですけど、何ゆえに借りられないのか、借りられるのかね。勝浦の財政上の問題でも、ふるさと納税踏まえても、その辺の判断力の中で、できないのかという問題で聞いています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この予算書での3.0%以内というのは、あくまでも上限の設定ということでございまして、実際の借入れは、先ほど申しましたように、令和5年度は高くても1%というところでございます。繰り返しですけども、今後の金利上昇のリスクも踏まえまして、今時点、3%という設定とさせていただいてございまして、この3%という設定は、平成29年度から、この数値で設定させていただいております。それ以前は、平成13年から28年までは4%、4.0%という設定で設定をさせていただいてきたところございまして、29年度から、1ポイントですか、下げてきた状態でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） じゃあ次に、ページ20ページ、農林水産費。先ほど前段者からもいろいろ聞

かれた、その一千幾らの基本設計から入って、それが1,000万。ちょっと待って。20ページね。ここにある数値の1,078万3,000円。これが、当時の基本設計をあれして、令和5年度末なので、その辺のボックスカルバートにおける予算の計上が、こういう話だと。じゃあ基本設計って何だったのと。要は、話は、それは課長の話の中での聞いた話で私言っているんだけど、ただ、この金額が、設計上、委託料として1,000万以上の金額。じゃあ、当時の基本設計の段階で、それはボックスカルバートになったからこうなんですと。じゃあ、その時点で、1案、2案の話を、行政のほうの話に近づけて、やっぱり委託されているほうも、これ、できないんだという基本設計しながら、今度はそれをやるに当たっては、これじゃできませんから委託料出してくださいよと。そういう話というのは、ちょっと聞き捨てならない話なんですよ、私においては。その辺をどのように注意を払って。課長は来たばかりだから分かりません。じゃあ、その前の課長はどうだったのという問題になってきますね。要するに、勝浦市全体のみんなでどう運営するか、どのように市民の働き方。それは働いている人間の働き方ですけど、そのようにどうするかって問題が大事じゃないかと思うんですけど、その辺、どういう意味なのか、再度聞いておきたいんです。

要は、何で基本設計、それがボックスカルバートになった。じゃ、そのときのボックスカルバート。あそこにシートパイルを打ったのが、もう腐っていますよ。私も見て分かっていますけど、腐ってきている。潮風で、塩水で当然腐っちゃう。だけど、そういうものは、その時点ですぐ、そういう状態じゃないわけですよ。これをもう頼まれたから基本設計でこんなもので上げておけばいいだろうと。それじゃね、やっぱり次やる皆さんの仕事だって、ある程度一貫性の中で前に進んでいくべき問題とは違うんじゃないかと思っています。その辺は再度どうなのかって聞いても分からないだろうし。

ただ、私は、これを基本設計からあれして、ここにボックスカルバートになったから予算づけをしたんだという中でこの予算書なんですけど、それ、竹下副市長、どうですかね。

○議長（佐藤啓史君） 副市長。答弁を求めます。竹下副市長。

○9番（寺尾重雄君） 寝てられないです。

○副市長（竹下正男君） いや、寝てられないどころじゃない。お答え申し上げます。多分に、私もまだはっきりとその辺の内容というのは聞いていませんもので、答えづらいところもあるんですけども、昨年度、基本設計をやったということの中で、その基本設計の中身が、いわゆるボックスカルバートという想定の下のやつじゃなかった。そのために、今回新たにボックスカルバートでの手法、それを取らざるを得ないということで、この増額補正というのが出てきたというふうに解釈しているところでございます。

結局のところ、基本設計段階においてボックスカルバートという話が出てくれば、それこそ早めにそれが出てくれば、これ、こういう補正ということはなかったというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） では、課長もどこまで受け継いで分かっているのか。前の本当に課長に聞きたいよね。あれ令和5年のときに、そういう手法の中で、あれをどのように処理するかと。じゃ、その時点で基本的に当然しているんだから、これじゃいけませんよという話もないのかと。ただ予算上げて、それが令和末、5年末になったら、それは今度はこういうやり方でしないといけな。その辺がどうも納得できない話ですよ。その辺、本来であれば、どうだったのかってもう少

し聞いておきたいけど、なかなか、もうコンサルタントの言いなりの話があるのかという話になっちゃうだろうから。もし、それがはっきりと、その経緯が言えるのであれば教えてもらいたいし、言えないのであれば別に答える必要もないし。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員、答弁させますか。

○9番（寺尾重雄君） ええ。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。今回の業務委託料でございますが、確かに令和5年度に基本設計は行っております。ただ、午前中の同じような質問にも答弁させていただきましたとおり、基本設計の完成が令和5年度末となってしまったことから、令和6年度の予算編成時には基本設計が完成しておりません。よって、今回お話しさせていただいておりますボックスカルバートによる工法等も、令和6年度の予算編成時には、その資料がまだございませんでしたので、概算という形で予算要求がされております。年度末に基本設計のほうが出来上がってまして、そちらにおいて工法を検討したところ、ボックスカルバートが今後の工事費や工期等で総合的に判断すると一番適当と判断されたことから、今回の計画の策定に当たりまして、ボックスカルバート工法を採用したと。この工法を採用いたしまして、業務委託をいたしますと、業務量等の増加により予算が不足するということから、補正予算を要求させていただいているということです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 要は、じゃ当初の予算のときに、何ゆえに簡単にそういうものを計上して予算組みしたかって問題になるわけですよ。それは令和5年末にそういうものが上がってきて、そうしたら違いましたよと。そうしたら、令和6年にそれを上げると。そういう問題じゃないと思うんだよね、仕事というのは。やっぱりその中で、ある程度、基本するにしても、皆さんもヒアリングして当然コンサルタントしているのか。コンサルタントの話の中でやっているのであれば、その辺をあれして大幅に違うからですよ、これ。大幅に工法も違ったからこのお金になっちゃったかという話になると、これはやっぱり話が、今後もそうなんですけど、ある意味で、公共事業の発注において、皆さんも大変な中で、その辺を吟味しながらやらないと、こういう話ばかりで、後から出せばいいやと。で、議会かければいいやと。こういう話も、また言わなければいけない。そういう問題じゃなく、基本が間に合わないで、今度は6年開いたら、ボックスにしたからこうです。じゃ何のための、今までの承認とか、議会の話なんだと。

皆さんのほうでも真剣になって提出してもらえれば我々も理解するものはあるという認識の中ですので、そういう思いでありますから、これはこれとして、次に21ページの、これ、先ほど来から出ている陸送の問題。これ、先ほど課長の話だと、何か1つを配送するって、ちょっと書いたのを忘れ……。

本当に陸送、要するに、公募とかいろいろなものがやっている中で、商工会のほうも地域住民のために何をやって、これを受付、21ページ。この、やっぱり4人で、時給1,100円で、これ5時間ですか。5時間で108日。これ、どういう人がやっているかは分からないんですけど、もう少し地についた仕事の活用性があっていいのかと。

そういう中で、ミニスーパーみたいな車をもっと活用し、このまち広い中で、93万平米の中で、いかに市民ができるか。これ電話なり、いろいろなスマホなりの中での受付して、もう少し。よ

そはデジタルの中、いろいろな中でやっているんですけど、勝浦に見合ったものの仕事ができないのかと思うんですよね。これは何か私的にですよ、私的に、やっぱり市民にとって、例えば商品を各店からあれしたものを集めて、こうだあだというよりも、一つの車の配送も、配送をスーパーでやられたほうがいいのかというのは私の要望的なものなんだけど、これ実証だからこうしたいというものも分かるんだけど、もう少しそういう話が出なかったのか出たのか、それだけ1点聞いて終わりにします。どうですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。地域をつなぐ商品等お届け事業、この事業につきましては商工費で行っておりまして、主な目的といたしましては、市内の商品を必要とする方へお届けするサービスを実施することによりまして、市内商品の循環を図って、市内経済の活性化を図るといったような目的もございます。そうした意味で今回、実証実験で、この事業を続けられるかということをやっているところでございます。

また、スーパーが移動してというようなことのお話でございますが、これについては、例えば高齢者支援課のほうで行っている。高齢者支援課が行っているわけではございませんが、民間の事業者、市内の民間のドラッグストアが行っている移動スーパー等もございますので、そうしたものとちょっと別の目的ということでやらせていただいている事業というふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） やめようと思ったけど、今の話の中で、課長、移動スーパーで、もう少し実証するにしても、私の、だから多いというのは、移動スーパーの中で、商工の問題を、商品を集めたものを配送していったって売ることのほうが、それはいろんな業者があるから、そっちはもうできないんだよと。これが勝浦の市民の考えの中で、これを提案するんだという前に、その辺をもう少し大きく捉えて、じゃあ、そのやっている業者に、移動スーパーでも何でもやってくれるような話というのがなかったのか。ただ目先、私から言わせたら、新たなものをやっちゃう、これがいいんだと、これが勝浦市の市政の運営だという話でも違うのかなと思うので、もっと実質的に市民が喜ぶものでやってほしいなと思う話が。だから、話の中で、実証する前にそういう話も、ドローンのときもそうか分からないけど、そういう話があってしかるべきかなと思うので、それはそれで、もう終わりにします。

次に、22ページ。1点だけ、もう両方書いてあるから、ちょっと聞きたいんだけど、先ほど来からライフセーバーの問題、1,000、金額が、22。これ、説明は聞いているんですけど、1,419万。これ、日にちも大分少なく、期間的にも連休踏まえた話だと、先ほど来、課長はほかの人に答弁していましたけど、これって一体何人で、3海水浴場、何人のライフセーバーにお願いしながらやっているのか。前の観光協会がやっているときには、この辺の金銭的なものは、今回、勝浦市が事務的に受け、やる。いろいろ指定管理の中でやっている中で、これだけは勝浦市も人の人命の問題が大事だと思うから、こういう話なのか分からないですけど、観光協会が今までやっている金額に関してはどうだったのか。そして、これが何人ぐらいで、先ほど4人の4人の2人ですか。2名、2名、2名で8人で、実質、延べ人数がどのくらいで、これだけ支出していくのか。その辺、再度お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、観光協会がどのくらいでやっていたかということでございますが、基本的に委託料の、昨年で申しますと10%が事務費というようなことで発注をしていたところでございます。

このライフセーバーにつきましては、4人の2人というのは、非開設の場合であっても、守谷には4人配置し、それ以外の海岸にはお二人配置するということでございますが、それ以外、開設期間中でございますと、守谷でいいますと7人から10人、鵜原でいいますと5人から7人、興津でいいますと3人、そうしたような運用で配置をしているところでございます。延べ人数で申し上げますと、令和6年度の体制では678人ということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） ちゃんと計算すると、そうですね。670人、700人にしても、1日2万ぐらいで、人の生命をどのように守っていくかと。結構人数入っているんだなと。先ほど来の話からいくと、そんな入っているという思いもなかったものですから、一体どういう流れだということで、先ほど来、観光協会の10%の、今、課長の話の中であるんですけど、観光協会がどれだけここに人材入れて、どうして費やしてきたのか。いいですね、それはね。

そのほかに、じゃあ、もう1点。ここに書いてあるように、edenにおけるガラス戸の修繕工事、これについて御説明願いたいと思いますね。これが実際、これ何ページだ。22ページの、これが修繕費が100万。この件について課長、説明願いたいと思います。浄化槽は、当時に関わる経費は、edenと海中公園でということで補足説明されているんですけど、これについて、修繕費のこの100万について、再度詳しい説明願いたい。これ書きちゃってあるので、再度、課長に聞きたい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この修繕費100万の補正につきましては、今年の3月の28日から29日にかけて強風が吹いたことにより、edenスパのガラス戸が故障いたしました。それによりまして、既に修繕ということで執行しているところでございます。したがって、この補正については、今後、緊急的な修繕が発生した場合に対応するための補正として100万円を、また計上させていただきました。

edenスパのガラス戸の修繕につきましては、特注ガラス2枚分でございますので、edenの施工業者である事業者へ工事を発注いたしまして、5月30日に工事が完了しているところでございます。

既に設置費も含めまして129万8,000円を執行してございますが、それは、もともとありました100万円と、不足する分は現計予算からの流用で対応したところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、関係する所管事項について、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ、議案第38号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託します。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第39号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私から議案第39号 指定管理者の指定についてというところをお願いします。

条例指定の議案ということですが、まず指定管理した場合の業務の振り分けについてなんですが、指定管理者が行う業務、市が行う業務について伺います。

これにつきましては、実は私、議員となって社会教育委員ということで、去年の10月から、そういう会議にも出席させていただいています。その中の業務の中で、資料の中で、指定管理した場合の業務振り分けとしまして、指定管理者が行う業務としましては、基本的にはキュステにおける自主事業の実施、キュステ、集会所の貸付けに関わる使用許可、使用料の徴収、施設設備の維持管理等というのが指定管理が行う業務と。市が行う業務としまして3名体制ということが書いてありまして、既存事業としまして、公民館事業として各種講座、教室の開設、サークル活動の育成、支援、芸文協事務局、結婚相談事業、キュステ、集会所の改修計画、大規模修繕工事等、生涯学習事業としまして、高齢者学級、女性学級、子ども会育成会等、社会教育関係団体の育成、支援などの生涯学習分野というのが前の資料になっています。

今回頂きました議案の中の資料を見ますと、職員体制としましては、常勤が7名、非常勤が4名、計11名を配置する予定というようなところを書いてありまして、そこが前とちょっと変わっているかなというところがありまして、このところについて伺います。また、人員のことについてですが、これは総務課長のほうから答弁を願いたいと思います。

また、今回の資料の中で、前の資料の中ですね。今後10年で3億4,000万程度の改修更新費用が見込まれるというのがありまして、これにつきましては、この今回の指定管理料、6年で5億8,254万5,000円、この中に含まれているのかいないのか、これについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、この指定管理が行う業務と市が行う業務、この振り分けでございますが、指定管理が行う業務といたしましては、キュステのこの条例の5条に書いております、市民の交流の促進に関すること、市民の文化、教養等の発展のための機会の提供に関すること、また、このほかに教育委員会が必要と認めること、そういったようなことのほかに、自主事業の企画運営、貸館事業の支援、施設使用許可及び利用料金の徴収、施設設備の維持管理などをやっていただくということになります。したがって、今回その社会教育委員会議のほうに出てきましたキュステ、それからコミュニティ集会施設、この管理運営、そしてイベントなどの企画につきまして、やっていただくことになります。

市のほうは、じゃ何をやるかといいますと、まず、このキュステ、この指定管理者に関するこれにつきましては、指定管理者のほうからの指導監督ということで、翌年度、事業報告とか、各月の事業報告、また毎年度事業報告を出していただきますので、その確認とか協議、あるいはこの自主事業のイベントの内容の協議、そういったことを行います。さらに、芸術文化交流

センター運営協議会の事務、また芸術文化団体連絡協議会、この事務、芸文協まつり、文化祭、あと予算でいいますと市民講座、市民教室開催事業、また結婚相談事業、そういったことを行っていくものでございます。

また、先ほど議員おっしゃいました生涯学習課の事業としてですが、これにつきましては、この社会教育委員会議の際には、案として、具体的にこういうことを考えますということでお示したところでございます。基本的にこれに沿って考えているところではございますが、これにつきましては今後検討して、どの事業を持っていくかを対応していきたいというふうに考えております。

また、3億4,000万のこの更新、改修の事業の事業費でございますが、今回の指定管理の指定管理料につきましては、これはキュステ、コミュニティ集会施設の管理運営、そしてイベント等の開催などに関する今、一般的な経費でございますので、含まれてはおりません。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。私からは職員の配置についてでございます。芸術文化交流センターの職員の配置先については、現時点では未定でございます。今後、市が行う業務もあると思いますので、生涯学習課の意見ですとか、各課の事務事業量等、また職員数のバランスなどを考慮しながら配置先を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございますと言いたいところなんですけども、ちょっと分からないところがあって。そうなりますと、キュステには市の職員が置くのか置かないのかというところが、前の、前じゃない、今回の社会教育委員の説明の中でも、キュステの中に職員を置きますと。これについて、皆さん行っても顔が知っていますから分かりますというような私は説明を受けて、議員の中にもいますけど、そういう説明があったんですね。私が今聞いておりますのは、この11名、常勤が7名、非常勤が4名、これをキュステに配置して、じゃあ、そのほかの一つ、今6名と。正職員が6名で会計年度が2名で公民館で1名、この職員たちはどういうふうに張りつけていくのかというところがちょっと分からなかったのもう一度そこを聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、指定管理料というところが、これも審議資料の中で、第39条の資料の中で質問させていただきます。これにつきましては、先ほど議員のほうからお話がありましたように、今回6か月でマイナスになった物件費等につきましては1,471万1,000円、これが半年分という形になっています。これを倍にしますと1年間の物件費が出てくるなと思って計算しましたら2,942万2,000円、大体3,000万というところですよ。次に常勤の専門職ということと、あと非常勤、これは3名と、4名か。非常勤4名ですね、ということ計算しまして、大体の専門職の日当はどのぐらいかなということですね。人件費って自分の給料をもらうだけではなくて、共済費とか、福利厚生費とかしますと、大体専門の方をしますと、その方が3万円でやって240人と計算しますと720万。これを7人とかでやりますと、さっきの2,942万と、その専門職3万円で計算した場合、非常勤のほうを1万5,000円で計算した場合につきましては9,062万2,000円。この常勤のほうを4万円で計算しますと1億74万2,000円、5万円で計算しますと1億2,422万2,000円というふうな計算になります。やはり専門職になってきますと、1日3万、4万かかる

のかなというふうな形で考えますと、この13ページ、資料の13ページの指定管理料、1億を超える金額につきましては、やはり指定管理したものについては必要なんだというふうに私は認識しています。

先ほど予算のほうでも話しましたが、そうであれば、次は市民のための資質の向上ということをやはり重要視してもらいたいというふうに考えます。そうしますと、住民サービスのさらなる向上と、先ほどありましたけども、同じやはり人件費がかかるんですよ、物件費かかるんですよ、大体オーケーですよ。しかしながら、次に、市民を、市民のサービスのために税金を投入します。これについて、やはり今まで職員がやっていたことよりももっといいものができんじゃないかということで、コンベンションリンケージの運営実績とか、こういうことを見ますと、相当いいことが書いてある。やはり、そういうことを市民に経験させることがキュステの役目なのかなと。

そういう中もありまして、それともう一つ、指定管理ということで、海中公園のedenですか、そのものにつきましては、使用料として5%、収入の5%もらっていますよというのがあるって、今回の指定管理はそれはないというふうに考えます。しかしながら、これだけを見た場合については、管理料として払います。それは分かるんですけど、もしかそういう運営がうまくいって、向こうが収入があって、上々になってきたということになってくれば、そこから少しでも市役所にバック、市のほうにバックするような手当てはないのかということ考えた場合に、1%とかそういう考えがあるかもしれませんけども、今そういうような契約がないということであって、返してもらおうというのは修繕費ですよ。大規模修繕費か中規模、小規模修繕費かと。これについては多分、答弁の中にあっただろうか分かりませんが、修繕料は市で持つよということがあって、そういうところを最終的な協議の中で、やはりその状況を見た場合に、指定管理料を払うだけじゃなくて、もらって、その協議をしっかりとやっていきたい、いつてもらいたいと思いますけども、課長の考えをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。御質問3点あったかと思います。

まず1点目のキュステ等の職員の配置でございますが、資料のちょっと足らなかったところで申し訳ございません。常勤7、非常勤4、11名というのは、これは指定管理者側のほうで準備、用意する職員でございます。内訳につきましては、キュステのほうで常勤が6、非常勤が2の8名で、興津集会所のほうで、常勤が1の非常勤が2ということで、そういった配置になっております。これの11名ということでございます。ですので、この資料の記載させていただきました職員の体制というのは、これは指定管理者側のほうということでございます。失礼いたしました。

それでは、じゃあ今度、市のほうはどうなるのかといいますと、人数につきましては、社会教育委員会等では3名というような感じで出したんですが、実際のところ、人数につきまし

ては、まだ、正直申し上げまして未定でございますが、市の職員もキュステのほうに常駐いたしまして、いきなり指定管理者に切り替わるとなると、やはり混乱が生じてはいけないので、市のほうの職員もキュステのほうにはいるということで対応していきたいということで考えております。

また、市民の質のサービスの向上ということでございますが、サービスにつきましては、例えば自主事業に関しましては、今まで約800万ぐらいのマイナスで運営しておりました。今回、例えば令和7年度におきまして、指定管理者、今回出しましたコンベンションリンクージからの提案でございますが、これにつきましては、事業費のほうが約1,700万で、事業収入で1,200万ということで、約500万のマイナスで今回、事業を行うと。事業の数につきましては、これにつきましては、ほぼ同数の事業を行っていただくというところの提示がございます。したがって、今まで市のほうで行っていた場合は800万のマイナス、それが500万で同じような事業ができるということから、そういったところもサービスの向上になっているかと思えます。

また、細かいことを申し上げますと、今回の提案の中では、非常に市民、利用者のアンケートとか、そういった声をよく聞いて運営に反映したいといったような意見でございます。それも単に紙だけじゃなくて、ウェブホームとか、あとホームページ、そういったのを活用して、あるいはさらに館長にダイレクトに意見ができる館長ポストの設置とか、あるいは日常の情報収集、そういったことを小まめに行いまして、利用者ニーズ、あるいは潜在的なニーズの掘り起こし、またスタッフ間で共有した上で活用して、この運営に当たっていくといったこともあります。

また、さらに指定管理者のサービスといたしまして、今までなかったことというふうに認識しておりますが、芸術文化活動に関しての相談業務、例えば講演をやりたいんだけど、主催したいんだけどどうかといったような相談業務とか、あるいは当日運営のサービス、その際のサポート、さらに貸館イベントに際しましては、キュステ側、今回、指定管理者側で積極的に広報宣伝、これは当然やるほうの許可が要りますが、そういったことも行うと。そういったことで、いろんなサービスを提供するというのを今回は提案しておりますので、これもサービスの向上につながるのではないかと考えているところでございます。

また、修繕料等のお話が出ました。修繕料につきましては、指定管理者のほう、今回は30万を境といたしまして、30万未満につきましては指定管理者側で行います。30万以上になりますと大規模になりますので、そこは市のほうで予算措置するといったことで行うということで、修繕につきましても、そういったような境を設けまして、指定管理者が行う、市が行うという形でやっていきたいということで考えているところでございます。

また、御質問のございました収入のバックといいますか、市のほうにということにつきましては、これにつきましては要綱等に記載してございませんので、やるにはちょっと、実現するには難しいかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） すみません。人数的なところが全然分かりません。ということで、もしできましたらば、最終的なところは9月の議会の行政報告、こちらのほうではっきりした数字をお願いしたいことを要望させていただきます。

一つ私が言いたいのは、先ほど管理料がこれだけで大体いいですよと言っています。ということは、キュステは勝浦の宝ですよ。この南房総の宝なんです。これをそのまま使わないということじゃなくて、市としましては、市の職員でやるのではなくて、指定管理をして発展させましょうというような考えで今ここでやっているわけです。それができることによって、高いか低いというのは市民の判断、市民がいいぞと言うんなら安いですよ。それが、金額もありますけども、市民にどう訴えるか、これは市のほうのどういうものをするか。いいことが書いてあって、これをいいな、みんな市民が喜んでくれば、税金を投入するのは当たり前だと。そういうふうなキュステにしていきたいと思います。

市のほうが指定管理をしたんだということであって、金額はこういうことも分かりました。ということは、この発展のために市のほう頑張っていきたいと考えますので、質問はこれで終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 議案第39号 指定管理者の指定について伺います。

現在、民間主導で実施している、いわゆる不採算事業があります。赤字黒字でいうと赤字になっているものですが、しかしながら文化的貢献度の高い事業も、その中にはあるわけです。事業者の選定に当たって、事業者側とこの点どのように協議をして、事業者側からこうした文化的貢献度の高い事業の維持というか、発展についてどのような回答があったのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回の不採算事業、言葉はちょっと適切かどうかは分かりませんが、赤字の事業ということでございますが、こういった事業につきましても、指定管理者のほうにはやっていただくことで考えております。そのために今回は、指定管理料の中に、自主事業分として500万円計上してございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、不採算事業に充てるものということで出しているところでございますので、そういった事業につきましても、継続していくということで検討していきたいと思います。

事業者のほうにつきましても、過去のこの実施事業につきましては情報も提供してございます。したがって、そこも見たとの提案というふうに考えております。

ただ、これにつきまして事業は毎年度、教育委員会と協議と、そういうこととなっておりますので、そこでも、こちらのほうで確認といいますか、フィルターかけることはできるかなと思っておりますし、さらにキュステの運営協議会、ここにも事業者出席していただきますので、そこでも審議したことになりますから、そういったところがありますので、支出が収入を上回る事業につきましても継続してやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） もちろんその支出が収入を上回る事業の中には整理をしていかなきゃいけない事業もあるかと思います。しかしながら、やはりそのキュステに関する予算というのは、文化事業として赤字黒字という考え方になじまない部分もございまして。そうした中で、市民あるいは近隣の自治体の皆さんも含めて、それぞれがアイデアを持ち寄って自由に活用して、勝浦市の文化向上に資する予算、そのための予算だというふうに思っていますので、一方で、この今回の指

定管理を行うに当たっては、先ほど課長もおっしゃっていただいたように、PDCAサイクルに基づいて経費削減を図っていきたいというふうに明確にお答えもいただいておりますので、そこも含めて、やはり市の文化貢献に資している事業、それをどう判断するかというのはまた難しいところとは思いますが、例えばキュステシネマ実行委員会という委員会があります。これは市民の公募、選ばれた市民の皆さんが運営している委員会で、事業としては昨年、おとしとやった勝浦ムービーコンテスト、またキュステハロウィンパーティー、それぞれゼロから立ち上げた事業ですが、今はしっかりと形になっているものです。これが黒字か赤字かということ、やはり収入より支出のほうが上回っている事業ですが、これを合理化ということで片づけられてしまうと、これまでキュステが培ってきた文化的な様々な積み重ねがやっぱり途絶えてしまうということもあると思いますので、そうしたことがないように御配慮をいただきたい。

ということで、再質問ですけれども、議案審議資料の中で指定管理者の指定についての提案の概要というところがあります。その中に、（１）番の③、劇場と市民が幅広く連携する参加型事業の推進と芸術文化体験の機会の増加を図るということと、あと最終ページの（６）番、地域貢献のところで、市民が自らつくり上げ参加する各種フェスティバルの開催というところがあります。これについては、先ほど課長がおっしゃっていただいたように、いわゆる自主事業としての予算の中でやっていくという理解でよろしいかどうかということと、この２点、特に今後市民の皆さんにこの点をどうPRしていくのかということをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答えいたします。先ほど申しましたこの市民参加型の事業というのは、体験版の事業ということでございまして、こういったものは全て自主事業の中でやっていただくということで考えているところでございます。

例えば楽器を触ってみるとか、あるいは、あと親子で参加できるコンサートとか、そういったようなものが予定とございますか、提案されておりますので、そういったものも、こういった参加型につきましては、この自主事業でやっていくということでございます。

このPRでございまして、これにつきましては、市のほうがやるのはもちろんでございますが、今回はこの指定管理者、そういったところには非常にたけた能力を持っているというふうに思いますので、その情報発信力を使いながら広く市民に周知して、参加を募っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） あと１点だけ確認、すみません。この事業者からの提案の概要の中で、（３）番、利用者増加の取組と施設の高度利用という項目の中で、有名アーティスト公演の開催とありますが、今までは、やはり市民の皆さんが参加しやすいような価格設定になっていた部分もあるというふうに思うんですね。しかしながら、採算というか、経費削減に努めつつ、やはり事業者も事業者として結果を出していかなきゃいけないというふうに思いますので、こうした有名アーティストを呼んだ場合の参加費というのは、今後、価格が上がっていったらというような気がするんですけども、その点について現状お考えがあれば、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。これ有名アーティストの公演ということでございます。今回の指定管理事業者は、当然のことながら業界には強い太いパイプを持っている

ということでございますので、そこから有名なアーティストを派遣して連れてきていただけるというふうに思っているところでございます。

また、この今回の公演料につきましても、こういったようなパイプを持っておりますので、例えば、それ単体で呼ぶと、どうしてもお金がかかると思いますが、ツアーで回っている途中に寄っていただくとか、そういったようなことで、できるだけその費用を抑えてもらうということも多分できるのではないかというふうに思っております。

また、その入場料でございますが、これにつきましても、やはり都会ではそれなりの金額でも入るといっても、この勝浦市におきましては、その地域といいますか、地域のそれぞれの標準といいますか、そういったのがあるかと思えます。そういったのを、こういった業者のほうは、そういったリサーチもたけているはずでございますので、その中で適正な価格、あくまでも、このアーティストだったらこのぐらいではなくて、そこにプラス、勝浦市というところですね。この南房総地域というところを加味していただいた設定にさせていただけるように、こちらのほうとしても働きかけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私も第39号 指定管理者の指定についてということです。

前段、戸坂議員の意見に本当に大賛成というか、同じ気持ちなんですけど、ちょっと私の立場から、勝浦市音楽協会というところの一員でもありますので、先日、これについて理事会のほうでいろいろな意見が出ました。それも踏まえてお話のほう、質問させていただきたいと思えます。ちょっと細かく幾つかありますので、お願いします。

まず、当初、令和7年の4月より、この指定管理者制度というのが導入が決議されていたと思うんですが、これが半年前倒しされて、今年の10月からというふうに急遽決まったというふうに認識しております。その経緯について、まず伺います。

それから2番目ですね。この指定管理者制度を導入する上で、先ほどの37号の予算面で、決して経費が削減になるわけではないということが分かりました。その経費削減になるわけではないけれども、この指定管理者制度を導入するということで、そのメリットとして最重要視しているのはどういうことでしょうか。

3つ目です。キュステが市民交流の場として、これまでも市民活動という目的、拠点であったわけですが、市民が、また特に利用者が一番心配しているのは、これまで同様に、同じように利用できるんだろうか、利用料が変わったり手続が変わることはないだろうかという点です。

次に、今までこのキュステを利用する場合には、キュステに直接、もちろん相談に行きました。場所を貸してくださいということも聞きました。今後、例えばそれをイベント企画するような場合というのは、これまでだと生涯学習課に相談に行ったりしたような案件も全て、これはキュステがというか、この指定管理を受けた業者さんとの、企業との話し合いをすることになるんでしょうか。

それが、先ほど集会施設も同じようになると思うんですが、例えば、この社会教育施設としての体育館を利用する場合なんかは、どこに聞きに行くんでしょうか。何かそういう細かいことなんですけれども、伺っておきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、当初は令和7年4月から今回10月になったと。この何でこう変更になったかと至った経緯でございますが、まず、これ幾つか理由がありますが、令和6年度、今回10月からやることによりまして、下半期は指定管理者のほうが行うことになります。この経験を生かしまして、より市民ニーズに沿った形で7年度以降の事業、この計画の、この検討とか立案ができるということではないかということで考えました。令和7年4月ですと、どっちかという、もう市のほうが立案した計画をそのままやることになりますが、この半年間を指定管理者がやることによりまして、来年の4月以降は指定管理者のほうの意見といいますか、考えも合わせた、キュステと、それから集会所ですね、その計画ができるんじゃないかということが一つ。

また、利用料金につきましては、減免とかいろいろとありますが、これにつきましては上限は設定しております。今と同じような上限で、これ以下になります。上限は、ですので、あくまでも利用料については、今のまま以下ということになりますので、そうすると、例えば10月で変更したとしても、市民の皆様がお使いになるときの利用料の増額にはならないということです。ですので、4月から10月に前倒ししてもいいのではないかとということです。

また、今、あそこのキュステのほうですけども、建物管理、これにつきましては、総合管理業務ということで長期継続契約でやっていますが、それが、本年12月で終了となります。したがって、この10月から指定管理に入っていただければ、今度は、1月以降につきましては、指定管理者の意見も含めた、そういった総合管理ができるということもあるのではないかと。ことと、また4つ目といたしまして、今現状、キュステにつきましては、職員が非常に緊急応急事業も、作業もやっています。場合によっては、休みの日にも出てきてやっています。そういったことも解消していかなきゃいけないというところ。要は、指定管理者になれば、イベント、それから施設管理、その専門が来ますので、ですから、そういったこともなくなるのではないかと。いったようなメリットがあるということから、今回10月に前倒ししたというところでございます。

続きまして、このメリット、最重要というところでございますが、まず1点目といたしまして、施設管理でございます。今回は施設管理につきましては事業者のほう、慣れているほう、施設管理やっているほうが来ますので、今まで運営しているほうが来ますので、ですから、壊れる前、悪くなる前に機能を回復させることができるということ。これは令和5年の6月の補正予算でございますが、シャッターの修繕を出ささせていただきました。あれ大体、早く気がついてよかったので、79万、80万ぐらいで収まりましたが、これほうっておいたら500万以上のお金がかかります。そういったことも防げるということが、まず一つ考えられます。

また、自主事業につきましても、先ほど申し上げましたが、市のほうが行うと、市のほうも一生懸命やっていますが、行くと800万ぐらいのマイナスになってしまいますが、今回は同種の事業を、指定管理者のほうとしては500万でできると、やれるということで、これ計画のほう出していただいております。したがって、そういったことから、自主事業につきましても、より質の高いものができるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

また、利用料手数料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今の現状の利用料、手数料が上限になりますので、同じか、それ以下になりますから、値上げすることはございません。

また、キュステのイベントの相談でございますが、先ほど申し上げましたように、今度の業者につきましては、公演、イベント主催、そういったところに関しましても、相談業務とか、あるいは運営サポートを行います。そこで、例えばお花を頼むとか、看板頼むとか、必要経費がかかるものについては有料になってしまいますが、そういった相談も受けるということでございますので、キュステのほうに御相談していただければというふうに思っております。

また、体育館の使用でございますが、体育館につきましては、これは学校開放事業ということで、生涯学習課のほうで行っております。ですので、例えば興津集会所につきましては、あの敷地の中に集会所、体育館、柔剣道場あって、非常に分かりづらくて申し訳ないんですが、そこにつきましては、集会所は指定管理者のほう、体育館、柔剣道場につきましては生涯学習課のほうということで、これは大変申し訳ないんですが、今までどおりということでお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） まず最初の半年前倒しになったという件、これは理解いたしました。

それから、最重要視しているというのが施設管理について。これはもともと、この施設の長寿命化ということについて、もうこれからは本当に改修工事でお金がかかるんじゃないかと。施設、あそこの立派な可動式の椅子についても塩害で大変だというようなことを聞いていますから、これについても理解いたします。

それからあと、これまでと変わらず利用できるというふうに、これまでと同じようにということなんですが、ちょっとここで1つ付け加えさせていただきたいんですけれども、借りる場合の利用料とかは変わらないということですが、先ほども前段議員で出ておりましたが、これまでやってきて、市がやってきた主催事業、それからあるいは共催事業を今後やる場合、先ほど、赤字という発想は私もちょっと違うかと思うんですが、それを500万にしていけると言っていたということですが、そうすると、その市主催、今までは市主催でやっていたような事業、共催事業ですね、そういったものが今後同じような費用をかけて予算を組んでやっていただけるというところに、これまでの説明、協議というんでしょうか、企業との協議で、そういう話ができていんでしょうか。できる、これまでと変わらず予算組みをしていただけるような形になっているんでしょうか。そこを確認させてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。市民活動につきまして、市の主催事業でも、民間の市民の方をお願いしてやっていたという事業はございます。その中で、市の自主事業についてやっている事業につきましては、これにつきましては継続して実施していただくということを考えております。この今までやってきたことの内容につきましては、指定管理者、今回のプロパーに際しまして公開しておりますので、それを分かって今回応募してきていただけるというふうに考えているところでございます。

また、今回この事業につきましては、事業検討もしていただくんですが、教育委員会と協議するということになっております。したがって、指定管理者が出してきた事業をそのままやるというわけではなくて、教育委員会の協議、さらに運営協議会でも審議事項でもございますので、そこでもフィルターかかるというふうに考えているところでございます。この運営協議会のほうにも指定管理者は出るということになっておりますので、そこでもチェックできる

というふうに思っております。

また、繰り返しますけれども、相談等に関しましては、この事業者、ワンストップサービスということで、気軽に御相談来てください、受けます、相談につきましては乗りますといったことを言っております。また、先ほど申し上げましたように、当日運営サービスなども提供するというふうに言っておりますので、相談対応も可能でございますので、また御利用になっていただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 今回の課長のお話で、これまでと同じようにできるだろうという期待と希望は感じました。ただ、これは全く私見というか、感想なんですけれども、最初にこの指定管理をするという、そういう制度を導入するという話を聞いたときに、キュステに対しては、市民の声からも、本当に耳につらい、私たちよく利用する者にとっては本当につらい話なんです。赤字出している施設だとかいう声が実際にあります。そして議員の中にも、やはり赤字が出ないような企画をすべきというような話がよく上がっていました。でも、イベントとか文化的な企画、芸術的な企画というのは、これはあくまでも文化教育予算であって、やはり赤字という発想ではないと、そうしてほしくないというふうに私も思っておりましたが、この指定管理者制度というのを導入することによって経費が削減されるんだろうと、勝手にそう思っていたんですね。そうしましたら、先ほどのお話の中でも、経費が削減されるわけではない、もしかすると、もっと増えるかもしれないというところまで、先ほどの数字で分かりました。とすると、期待するのは、今度、今回決議されたとして、指定管理先が決まったとします。指定されたとします。そうすると、そこに市民が喜んでもらえるような企画とか、あるいはまた市民活動、交流の場として、本当に有効な施設であるような努力をしていただきたいと思うわけです。この株式会社コンベンションリンケージについては、いろいろ調べさせていただきました。確かに本当によく勝浦に手を挙げてくれたなと思われるぐらい大きな会社です。国際的なイベントとか。

ただ、そうすると、ここがどうこういうわけではないんですが、やはり逆の心配も出てきます。果たして勝浦というこの地域で、この都会とか、あとここが持っている何十という施設がほとんど大きな都市、あるいは大きなホール、そして小さなホールだとしても、そこには人口がたくさんいると。勝浦とはちょっと、本当に比較にならないようなところでの企業です。その企業が勝浦に来て、すごく期待はします。本当にここに書いてあるとおり、いろんな大規模なフェスティバルの開催とか、それから有名アーティスト公演の開催、これは私も期待しているところではあります。実際、こちらの提案しているところも見させていただきました。前に音楽協会の関係で見させていただいたんですが、ほとんどが、これは全く感想で、自分の感想を言っただけなんですけれども、クラシックに偏っているんじゃないのかな。この、私は好きなギタリストだったんですけども、その方呼んで、果たして勝浦で入るんだろうかというその反面、これまでやってきた、勝浦の市民がやってきた活動については、残念ながら、あまり考慮されていないというふうな私は感じを受けました。

やはり、確かに期待される、大きなところに指定管理をしていただくというのは期待でもありますが、県のほかの施設の文化ホールとか、いろんな話を聞いてみると、いいところでやめて、次にもう5年たって終わってしまっている、別の業者に替わっているという施設もありますし、うまくいかなくて財団に替わったりというところもあります。全国的に見ると、市の自治体に戻

っているところもあります。ですから、やはりこれは、反対するということではありませんが、慎重になるべきと私は思います。しかも、ここで決議されると5億何千万ということが決まってしまう。ですから、この業者と、私は今後そこをお願いすることになるとしたら、やはり任せ切りにしないと。

指定管理になったときに一番困るのは、市民が見えないんですね。今まではキュステに行くと、本当によく対応してくれる職員の方がすごくやってくれました。ところが、それが、その心配が一番、市民にとって大きいです。その任せ切りにしないで、市がどこまで管理体制として、その企業としてくれるのかというところが一番の心配なんです、その点、最後、加藤副市長に、じゃあ伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。まず少し全体的な話で、キュステができてから、これまで10年間、運営協議会とか、社会教育委員会とか、あるいは音楽協会、芸文協さん、皆さんの御協力を得て、この10年間運営できてきたこと、それ以外の市民の方々の御利用によって運営できてきたことを、これ大変ありがたいなと思っているところです。

今回この指定管理者制度を導入するに当たって、これまでの取組、当然続けていきたいと思っていますし、指定管理者にも、今回、半年前倒して話、先ほどありましたけれども、やはりこの下半期を、しっかりと勝浦を理解する期間に充てていただきたいというふうに思っています。これが、令和7年の4月から用意ドンで始まってしまうと、この1年間、やっぱり勝浦を理解する期間に充ててしまうと、それはまたもったいないなと思っています。なので、この令和6年度の下半期、我々も職員を置きますし、市民との対話も途絶えることなくやってまいりたいと思っています。

あとは5億何千万というお金ですけれども、このキュステが、先ほど議員がおっしゃった企業が目をつけるほどの施設であるというのは、先ほど申し上げたとおり、10年間皆様がお使いになった結果だと思っています。これまでも様々な魅力的なイベントをやっておりますが、これをよりパワーアップできるように、指定管理者と協議をしながら、市民の皆様にも愛されるような施設にしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 通告していませんので、1回のみ、ちょっと聞いておきたいと思います。

先ほど前段の渡辺議員が質問した中にも若干含まれていたんですが、私、このキュステを指定管理にして運営していくということについては、いろんな質問のある中、そして今、加藤副市長がまとめの答えをしてくれたとおり、本当に期待する部分もあります。そういう中で、聞くこと、すごく細かいんですけど、実は先ほど渡辺議員が言った中にあった集会所と体育館の問題です。

何が言いたいかというと、集会所、市内に4箇所あって、今まではキュステのほうで全部、清掃から何だか全部、管理までしていました。当然それは引き継がれると思いますが、特に先ほど課長答えていましたけど、興津については、旧の興津中が今、集会所になっていまして、そこにグラウンドと体育館と柔剣道場とか、社会教育施設も一緒にあります。その一緒にある中において、まず1点目としては、地域のそういう施設なので、非常に地域の方が使う中で、使い勝

手がやっぱり悪くなつては、これは困るということで、特に体育館と集会所、これが同じ敷地の中にあって、まず同じ駐車場等を使っている。それとグラウンドのほうについては、子どもたちが、ソフトボールなりスポーツの練習場に使っている。そこでいうと、やっぱり保護者の車が入ったりして、そのこのところが今でも非常に混同していて、使い勝手が非常に悪いと。それで、一部においては、集会所が使うから体育館の人は使っちゃ駄目だとか、今日はグラウンドがあるから、ほかを使ってくださいとか、そういうことが常に言われているということがあるので、その辺の取決めをしっかりとやって、どこがどう管理するのかは、私、一元的に、駐車場であれば市が管理するとか、そういうふうにしたほうがいいのかというふうに思いはありますが、その辺をどうやっていくのかということ。

それともう1点は、今この時期になると、あちこち草だらけで、私なんかもしょっちゅう草刈りやっていますが、やっぱり草生える部分あるので、その辺の管理がグラウンドのほうとか。実は集会所の周りの駐車場の周りも草が結構、最近、繁茂しているということも聞いていますので、そういうことを含めた管理。

それとあと、地域住民の方への対応。いわゆる進入路が結構道が悪くて、音が出ていたりした場合、使う人が行ったときに、住民から注意されることがあるらしいんですよ。それを今後は、じゃ、どこに言っていったらいいのか、基本的な管理はどこになるのかということ。

それとあと、逆に言えば利用者のほうのニーズに応えた対応を、やっぱり一元化してもらって、これは生涯学習課のほうでやりますよとか、あとはキュステのほうでやりますよとか、そのところは分かれていると、やっぱり今後、混乱があると思いますので、その辺をどう対応していくのかについて、まとめてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。その御質問の件でございますが、今回の指定管理者やるに当たりまして、当初は体育施設も全て、全部一括でできないかといったところを考えました。要は、おっしゃられましたように、旧興津中辺りは、集会所、体育館、グラウンド、柔剣道場がありますので、それだったら、もう一括でやっていただけないかということでしたが、サウンディングの結果、スポーツ施設と文化施設は別ですということで、今回こういった形になったところでございます。

したがいまして、興津中の問題は、これ残ってしまったというわけでございますが、まず駐車場の問題ですが、これにつきましては、非常にこちらのほうも対応に苦慮しているというところでございます。やはり特に土日は利用される方が多いので、今すみ分け、ちょっとお願いして、すみ分けてやっておりますが、これにつきましても、いいのかどうかというところも再度検討した上で、その駐車場の管理につきましては、まだはっきりとは決めてはおりませんが、結論を出さなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

また草刈りにつきましても、現状は、これも非常にちょっと不効率かもしれませんが、集会所は集会所のほう、そしてグラウンドなどは生涯学習課。どっちかというところ、利用者が結構やっていたらいいんですけども、利用者が結構、草刈りをさせていただいておりますが、範囲といたしましては集会所と生涯学習課というふうに、これ、すみ分けられておりますので、これも不効率ですので、ここにつきましても、今後どちらがやるのかは決めていかなきゃいけないと思っております。

また地域住民への対応、苦情対応でございますが、これにつきましては、一時的には集会所で受けたとしても、最終的な解決は生涯学習課のほうでやっていかなきゃいけないというふうに、これにつきましては、そのように考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、請願、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月8日から6月12日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、6月8日から6月12日までの5日間は、休会することに決しました。

6月13日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時52分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第32号～議案第39号の上程・説明
1. 請願第1号、請願第2号の委員会付託
1. 休会の件